

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成22年9月17日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時12分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

## 5. 議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 86号 | 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）<br>（質疑～表決）                  |
| 日程第 2  | 議案第 87号 | 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）<br>（質疑～表決）                   |
| 日程第 3  | 議案第 88号 | 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）<br>（質疑～表決）                  |
| 日程第 4  | 議案第 89号 | 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）<br>（質疑～表決）                |
| 日程第 5  | 議案第102号 | 与謝野町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結<br>について<br>（質疑～表決）        |
| 日程第 6  | 議案第103号 | 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約<br>の締結について<br>（質疑～表決）     |
| 日程第 7  | 議案第104号 | 新加悦浄水場新設（土木・その1）工事請負契約の締結について<br>（質疑～表決）                |
| 日程第 8  | 議案第105号 | 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備・その1）工事<br>請負契約の締結について<br>（質疑～表決） |
| 日程第 9  | 議案第106号 | 加悦中継ポンプ場新設（その1）工事請負契約の締結について<br>（質疑～表決）                 |
| 日程第 10 | 議案第107号 | 与謝野町食と健康の拠点施設条例の一部改正について<br>（質疑～表決）                     |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

15日に引き続き、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第86号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第86号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第87号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第87号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3 議案第88号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） おはようございます。

それでは、介護保険の補正について、福祉課長に質問いたします。

今回の補正では、歳入の方で、基金からの繰入金が3,000万円、前年度の繰越金が3,362万3,000円追加になっています。また、歳出では、一般会計への繰出金が2,999万円、それから、基金積み立てが1,900万円という多額の調整がされています。

現状は、この補正時点で財政運営上はどのような状態にあるのか。多分、黒字運営ではないかと思っているんですが、この点についてまずお聞きします。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、今ご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきたいというように思います。

今ございましたように、前年度の繰越金が3,362万3,000円ということでございます。しかし、この中で、今回、13ページあたりに出ささせていただいておりますように、この繰越金の中では、翌年度精算金が入ってきております。といいますのは、国とか府、それから、支払基金につきましては財産交付をされておりますので、それを21年度末できちっと精査した関係で、翌年度、足らずはいただく、そして、いただき過ぎたものについてはお返しをするということでございます。

そういったことで、今回、繰越金3,362万3,000円上げておりますけれども、そのうち1,787万1,000円といいますのが返還をしていかなければならないということになっております。

ご質問の、今の財政状況でございますけれども、この第4期の計画の中の第1年目ということで、4期計画は21年度、22年度、23年度の3カ年を4期計画といたしております。その1年目が終わった状況でして、この見だ目につきましては、21年度決算を見ますと、繰越金がたくさんあって、黒字決算だということは見だ目はあります。

確かに、その3年間の1年目については、当然、黒字でなければ、だんだん給付費が上がっていった、介護保険料については一定の金額をいただくということでもありますので、1年目が黒字、2年目がとんとん、3年目が1年目の黒字を補充して、3年間のトータルでは、いただいたお金がきちっと使えるという状況でして、今申し上げましたように、3年間の計画を考えてみますと、大体、今策定しております介護保険事業計画という計画に基づいて行っておりますが、これの計画書に比べて、金額的には約7,000万円の、この計画については7,000万円支出が計画よりも多いという状況になっております。

しかし、3年間トータルしてみまして、大体とんとんでいけばいいかなという状況でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 前年度についてはその次に聞こう思ったんですが、今、前年度も答弁いただきました。

今議会に出されています介護保険の21年度決算では、繰越金が1,100万円で、今年度に21年から繰り越しが、今言われた3,300万円余り。基金に7,700万円ぐらい積まれています。合計すれば、約1億円黒字に見えるのかなど。そのうち1,700万円、約1,800万円が支出されるということで、約8,000万円の黒字かなというふうに思ってたんですが、今、7,000万円と言われてたのは、支出が多いと言われましたが、黒字が計画より7,000万円多いということなのか、1年目ですね、それとも、支出が多いということは、黒字幅が少ないということなのか、もう一度、その点をお聞きしたいのと、この22年度の補正の時点で、そういう意味でどういう状況にあるのか、再度お聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の1点目、先ほど申し上げましたように、7,000万円の違いがあると言いましたのは、歳出で7,000万円、見込みよりもふえているという状況です。

22年度の現時点につきましては、ほぼ計画どおり進んでおりまして、大体、先ほど申し上げましたように、この介護保険事業計画からいきますと、この2年目の執行状況どおりに執行されているという状況です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） まず、全3期は、全国的に大幅な黒字になって、今年度の保険料算定の中に繰り入れられて、若干その分が引き下げられたというのが多くの自治体の経過だというふうに思います。

今期、今、計画どおりのようなお話ですが、少なくとも、宮津の特養が完全に破綻をしたんですね。できないという状態に陥っています。今からやっても、この4期の計画には多分入ってこないだろうというふうに思われます。

そういう点から言っても、その部分だけでも計画よりも黒字が多くなければおかしいと思うんですが、なぜ特養が一つできてないのに、その分のサービスが提供できてないのに、計画どおりの推移になっているのか、この点についてお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 確かに、今、議員が言われましたように、この特別養護老人ホームへの入所者数というのは、この近隣の市町村ができるということで、何年間は見えておりました。今言っていたように、宮津市の特別養護老人ホームの建設がおくれているといいましょうか、今のところは、されても、この第4期の中には間に合いません。したがって、その分については、当然、見込みが減っているというようなことでございますけれども、ご承知のとおり、地域密着型の施設が、ここ整備をいたしております。地域密着型の費用額といいますのは、デイサービスあたりでしたら、一回行って幾らというサービスを受けるんですが、この地域密着型に登録をしますと、その登録をされた方については、デイサービスとか、ちょっとヘルパーのサービスとかを受けることができますけれども、そのサービスが一回、一回というのではなしに、登録をした時点で、金額的にはちょっとろ覚えなんですけど、二十四、五万円のお一人にかかる費用が経費として要ります。

したがいまして、この地域密着型がふえたことによりまして、予定をしておりましたよりも地域密着がふえたということでございますので、ほかのまちでお願いを計画しております何名か分よりもそういった施設ができたということで、給付費が上がったということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういうふうにも今後もサービスがふえていくのか、施設がふえていくのか、ふやさなければならない状況なのか。少なくとも、特養なり、加工場跡での施設が、今の時点で第5期にふえてくると。第4期に入りますか、5期にふえるということは、もう既にわかっていますが、さらに必要、いわゆるサービスが足りないという状況なのか、その点についてはいかがですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） サービスが足りないかどうかという質問でございますけれども、確かに、現在、特別養護老人ホーム等の建設を計画いただいております。この中では、現在、特別養護老人ホームへの待機者が約180名、与謝野町でございます。この待機者解消につきましては、やはり地域がら、独居世帯がふえるだとか、そしてまた、若い方がお仕事にお勤めですとかということで、家庭対応力が減ってくるということが、今後についても予測されますので、そういったことを考えると、やはり特別養護老人ホームの建設等につきましては必要になってくるということになっておりますし、また、この第5期の計画、すなわち、平成24年、25年、26年度計画の中では、そういったことも盛り込んでいかなければならないというようなことでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、介護の実態は、介護疲れで自殺をしたり、あるいは親を殺したりという、それほど悲惨な実態が今なお続いているというよりも、さらにひどくなっている実態があると思うんです。まさにそういう中で、このサービスがさらに提供されていくということが必要な状況があると。

一方で、与謝野町は、先日言いましたが、行政も頑張ってつくっておられますし、民間からもどんどん施設の建設がされるような状態、いい傾向にあります。

今、課長が答弁されたことも含めて考えて、今後もサービスがどんどんふえると。このことが、指摘してますように、保険料にはね返ってくるんです。町民が求めるサービスにこたえればこたえるほど保険料が上がるということになってきます。

この点については間違いないと思いますが、どうでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険の給付費が上がりましたら、それに見合う分は保険料でいただくこととなっております。

概要を申し上げますと、全体にかかる費用といいますのは、一部負担をしていただいて、その残りを公費が半分、そして、被保険者が半分というような状況です。

介護保険料の、町の方がいただきますのが、高齢者65歳以上の方でございますので、全体にかかる費用の20%をいただくということになっておりますので、今紹介していただきましたように、給付費総額が膨らんでくると、その20%相当額も膨らんでくるといって、こういう介護保険のシステムになっております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう形で、本当に、今後、保険料が引き上げられる可能性が非常に大きいということになってきますと、さきに伊藤議員が指摘されたように、この不況の中で町民の暮らしが本当に大変な状況になっていると。収入がどんどん減っていくという中で、この保険料がほんとに払えないというふうになっていく可能性が非常に大きいのではないかというふうに危惧してらるんです。

そこで、少なくとも、前、指摘しました、低所得者の減免、この低所得対策がどうしても必要な時期ではないかというふうに、そのサービス料、保険料、町民の暮らしの大変な実態、こういうことから見まして、これは必ず必要だろうというふうに改めて思っています。

市ではつくられていると、ほとんど、町でつくられてないと。こういう市と町との区別というのは、この介護保険制度では、暮らしの実態からも区別はないと思うんです。人口が少ない宮津市でもこれがつくられています。また、ほかの会計から繰り入れができないという話もありましたが、実際こういうことがされてますので、繰り入れもされているということもありますし、これは、できるだけ早く、低所得者対策、この介護保険であれば、利用料の低所得者の減免、これを実現する必要があるだろうというふうに思っていますが、こういう問題と、今回、約3,000万円の一般会計への借りていた分の一部を返すという補正が出ています。

しかし、今、一般会計に返すということよりも、この低所得者の負担を減らすと、暮らしを守っていくということを優先させるということが必要ではないかというふうに、今指摘したことから考えれば、私は思うんですが、この点についていかがでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今ご質問いただきましたように、この低所得者対策ということで、保険料の減免をというようなことをございます。

ご承知のとおり、この介護保険制度につきましては、与謝野町では、この保険料を9段階に分けてまして、所得の低い方については、本来いただく基準額といいます、基準額の45%相当分をいただいて、所得の低い方については、保険料については安くしておくということですし、また、所得が高い方につきましては、基準額の1.85ということで、85%割引きで保険料をいただくということで、一定、保険料部分については、この低所得者所得に合った段階を設けさせていただいているという状況です。

それと、サービスを利用いただいたときの負担なんですが、これも、介護保険の高額介護サービスということで、これも一定金額といいますと、最高限度額を設けてありますので、一般世帯でしたら、一月の負担が3万7,200円を超えたら、その超えた分については要らない。また、所得が低い、ほんとに低い方については、一月に持っていただく金額が1万5,000円という限度額を決めまして、そういったことで、負担が大きくなるようにしてあります。

したがいまして、今、ご案内いただきましたように、市につきましては、そういった、さらにこの保険料の段階の一部を、この基準よりも低くして設定をされているところもございますけれども、現在、与謝野町では、その9段階の段階別に設定したお金でいただいていると。さらに減額するということはいたしておりません。町村部については、京都府下でも1町あったかどうかぐらいで、ほとんどがもうされていない状況ですので、今後、状況を見ながら、調査などはして

いかなんですけれども、現在のところでは、そういった減免等については、担当課としては考えておりません。

それと、もう1点ご指摘の、今回、3,000万円を一般会計にお返しをするという予算を出させていただいております。

この3,000万円につきましては、過去に一般会計の福祉振興基金の方からお借りをいたしております。そういったことで、現在、これについては、介護保険の制度上、借りっ放しということにはできません。これは、将来的にいつかはお返しをしなければならないということですので、今回、一定、第3期の整理ができました段階、また、その3期で整理できて、この第4期目の1年が終わった段階で、大体見通しができたということから、今回、全額はお返しはできませんけれども、そのうちの3,000万円をお返しさせていただくということです。

また、財政的に考えますと、そのお返ししたお金で、新しく特別養護老人ホームなどの一般財源等が必要になってきますので、そういった財源に回していただけるんじゃないかなというように思っております。

したがって、全く介護保険とは関係がないということとはございませんので、今回、整理をした関係で3,000万円をお返ししたという経過でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 介護保険の中で、そういう低所得者に低い保険料を設定してあるというのはもちろん知ってますし、しかし、それが払えないから、今までからもですが今回も指摘をしています。

それ以外の減免をとらえとるところは、当町の保険料よりもかなり安くなっているわけです。当町の方がほかのそういう市に比べて収入が多いということはないだろうというふうに思ってます。町だから、市だからということは、繰り返しますが、この問題ではないの違うかと、ほかの問題ではあるかもしれませんが、そういうふうに改めて思っています。

調査をしなければと言われましたが、この調査は、ほかのまちというよりも、町民の実態をぜひ調査していただきたいと。この保険料がどういう状況で皆さん思っておられるのか。保育料が高いという多くの方のということが取り上げられましたが、まさにそこをぜひ調査していただきたいと。

もう一つ、利用料を、これも多くの方が、利用料が払えないからサービスを制限しているという実態があります。よく聞きます。そこが、さらに収入が減っていけば、同じ利用料を払わなければならないわけですから、さらに払えない世帯がふえてくるという、そういう状況に今あるんだというふうに思うんです。

だから、こういう今のほんとに不況の中で苦しんでいる実態に合わせて、必要な手だては打っていただきたいと。今回はないわけですが、ぜひこれは考えていただきたい、取り組んでいただきたいと思いますが、町長に最後質問して、終わります。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど、課長が申しあげましたように、やはりいろいろな検討や研究も必要だと思いますので、それらも含めて、今後考えていくように指示したいと思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。



15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、介護保険特別会計につきまして、2点ほど質問をしたいと思っております。

まず1点目は、高額医療の合算介護サービスの関係です。

この状況を少し説明いただけますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の、この高額医療合算介護サービス費ということで、今回、486万円を補正させていただいております。

この制度につきましては、ご承知だというように思いますけれども、少しお知らせをしたいというように思っております。

これは、先ほど、野村議員の質問にも答えておりましたけれども、介護保険を利用する場合については、その所得等によりまして、持っていただく一月の限度額というのが決まっております。一般世帯でしたら3万7,200円ということで、それ以内ですと進んでいくわけなんです。この高額合算制度といいますのは、介護保険以外、医療と合わせた合算制度ということになっております。

したがいまして、今回、補正を出させていただいておりますのが、この高額合算といいますのは、8月1日から翌年度の7月31日までの間のこの1年間に使った費用、これを介護保険料と医療保険と合算して、そして、その限度額を超えた分を給付するという制度です。

したがいまして、一般の場合でしたら、昨年の8月からことしの7月まで使っていただきました金額といいますのが、一般の場合については、56万円を超えた場合につきましては、この超えた分をお支払いするということになっております。

なお、支払いについては、超えた分をすべて介護保険が見るのではなしに、介護保険分、高額医療分ということで、案分によって持つということになっております。

さらに、低所得者対策としまして、これの、先ほど、一般の方は56万円と申し上げましたけれども、低所得の一番低い方については、その限度額の合計金額が19万円を超えた場合についてはお支払いするというので、ここでも、一定、この低所得者に対する医療保険と介護保険との合算制度ということが配慮されております。

以上が、今回出させていただいております高額医療合算サービスの概要と金額の内容です。

それと、件数的には、今計画をいたしておりますのは、150件から160件あるだろうということ、件といいますと、150人から160人ということでご理解をいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長の方から説明していただきましたように、これが1年間のトータルということになっているわけです。いわゆる8月1日から7月31日までと、こういうことになっておるので、これだけの差があるということなんです。これが、現役並の所得者の場合は、今言うてもらった金額よりかなり高くなるのではないかというふうに思っておるんですが、この手続は、すべて福祉課のサイドでは、この人がどれだけ使っていらっしゃるというのはわかるわけ、国保の関係もわかりますし、その場合は、本人さんの申請について、これはもう十分な指導が、

その辺を含めてしていただいておりますと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員さんご案内していただきましたように、一般の方につきましては、この持っていただく費用が56万円というように申し上げておりましたけれども、現役並み、すなわち、所得が高い方については67万円という限度額が設定されております。

それと、手続の関係なんです、この給付につきましては、国保連合会がすべて管理をいたしております。したがって、国保連合会データによりまして、介護保険給付費と医療給付費と突き合わせて、そして、そのオーバーした分については町の方に通知がございまして、そして、その対象者につきましては、町の方から本人さんに案内をさせていただいて、申請漏れがないような指導をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） まだ決算の関係をちょっと見てないんですけども、去年は、たしか16カ月分が一つの基準になっておりました。そこと見ますと、やはりことし、補正はされましたけれども、かなり減るとという理解でよろしいんですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今おっしゃられましたように、この制度といいますのは、平成20年4月1日からスタートをしました。そして、昨年については、20年4月1日から21年7月31日までということで、本来、8月から7月までの12カ月なんですけれども、12カ月が初年度でありますので、4、5、6が3カ月分プラスになりまして、15カ月です。

先ほど言いましたように、一般の方が56万円の限度額ということであったんですが、初年度については75万円、また、現役並みの方については89万円ということで、当然、高い金額、15カ月分の設定になっておりますので、そういった高い金額になっております。

この前年度の支払い件数につきましては、20年度分については、先ほど、150件から160件ということで今年度分は申し上げておりましたけれども、20年度分につきましては140件、423万円ということで、これにしますと、今回は486万円ということで金額を上げておりますけれども、そういったことで、実績に基づいて上げさせていただいておりますので、大体、状況的には余り変わっていないという状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 介護保険制度というのは、40歳以上の方が強制的に加入する社会保険、こういう理解をしておるんですが、その中で、いわゆる40歳から64歳までの方で、いわゆる特定疾患で、すでに介護保険の対象になっているというのは、現在何名ほどあるんですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 21年度の状況を見ますと、この介護認定の認定者数というのは2号被保険者、すなわち、40歳から64歳までの方につきましては、平均で35名の方を認定いたしております。その方々がこの介護保険の特定疾病の診断を受けて、介護保険のサービスを受けられているという状況です。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第88号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。  
よって、議案第88号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第4 議案第89号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。  
これより議案第89号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。  
よって、議案第89号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第5 議案第102号 与謝野町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
5番、塩見議員。

5 番(塩見 晋) 議案第102号につきまして、1、2点、質問をさせていただきます。  
前回、提案説明のところで少しはお尋ねしたんですが、まだちょっとよく理解できない部分もありましたので、再度、質問を通してお伺いしたいと思います。  
この追加議案資料の図面を今見とるわけですが、この図面の中で、親局から中継局、双峰公園の一番大きな中継局、あと、再送信子局ですか、そういう方向にそれぞれ八木アンテナからF1とかF2とかという文字で書いてありますが、このF1とかF2というのは、周波数をあらわ

しているのでしょうか。

ちょっとその点、よろしく願います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員さんのご質問にお答えいたします。

経路でF1、F2というふうにしております。1波しか与えられませんので、図面上、親局から中継局をF1、それから、波周のF2というふうにして区分けをさせていただいております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、この下の小さい字で書いてある60メガタイでしたね、送受信装置の60メガタイを1波だけ使ってやるということですか。

そうすると、普通無線の図面で周波数をあらわすときは筆記体で書くんですけども、これちょっと大文字で書いてあったのでどうかなと思って質問してみました。

それはさておき、この空中線のところに度数がそれぞれ書いてあるんですが、これは方向ですか、仰角ですか。

その点、よろしく願います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私は方位というふうに理解をいたしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） じゃあ、北が零度ですね、右回りで。

そういうふうに理解をしておきますが、よろしいですか。

それから、その次に、6月議会のときにもちょっとこの点でお尋ねしたんですが、災害が起きた時に、まず一番最初に活躍するのがこのシステムだというふうに思うんですが、そのときに、いわゆる非常用の電源装置というものが要るんじゃないかということをお尋ねしました。そのときに、当然それはありますという返答でした。

私はそのときに、ちょっと言葉が足りなかったのかもわかりませんが、いわゆる屋外の拡声式の子局ですね、それぞれのスピーカーのどこにも非常用の電源がつくんでしょうかというふうに聞いたつもりだったんですが、それがつきますということだったので、そう理解していたんですが、この図面を見ると、非常用の電源がつくのは、双峰の中継局と、当然、親局と、それから、わーくばるにあるところはそういうことは書いてないんですが、わーくばると畠中神社ですか、こういうところは電源が行とるんで、何とかできると思うんですが、子局の、いわゆるトランペットスピーカーについては、どこも当然、スピーカー鳴らすための拡声機用の電源は行とるわけですけども、それが切れたときのバックアップ的なことはもう何も考えておられないということでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員さんのご質問にお答えします。

非常電源ということで、48時間対応ということに、親局から子局から、それから、中継局にさせていただきます。

私が理解してますのは、子局につきましては、バッテリーを積んで、それで非常電源に対応していくというふうに理解をいたしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、すべての子局にバッテリーがつくというふうに理解をしたらよろしいわけですか。

そのことが図面になかったので、どうかなと思ひまして、一番気になることなのでお尋ねをしました。

それから、委員会の中でも少し話をしていたんですが、今、水道の遠隔操作にNTTの回線を使っているようです。光ファイバーも使えるように順次かえていくというお話もその中でありました。

その中で、このデジタルで遠隔操作を、光ファイバーでもNTTの回線でもやってるんですが、この防災無線を使ってそういうことができるような考え方は研究してもらえらるだろうかということ、これを水道の課長にもちょっと提案をしたりしたんですけども、その後、庁内でそういう話を少しでも前へやってもらったかどうかということについてお伺いしておきたいと思ひます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えします。

庁舎内でそういう話をさせていただいたということは、今のところはございません。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、そういうこともやっぱり非常に有効な手段となると思ひますので、いざという時に、ぜひそういうことも検討をしていただきたいというふうに思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

16 番、今田議員。

16 番（今田博文） それでは、防災行政無線について質問させていただきたいというふうに思ひます。

現在、岩滝地域、野田川地域は、旧町時代から設置してあるわけですが、今回は、それも含めて3年間をかけて更新するという、こういう計画で本日の提案だというふうに理解をしています。

加悦地域が今年から始まるというふうなことになるわけですが、そうすると、既に野田川地域、岩滝地域は設置をしてあるということになるわけですが、加悦地域が完成すると、それは連動して、もう22年度中には流せるという状況になるんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 本年の工事につきましては、親局、それから中継局、こういったものを整備してまいります。したがって、それに伴って、子局につきましては、加悦につきましては26基の子局をつけてまいります。

そうした関係で、23年度から稼働していきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16 番（今田博文） そうしますと、23年度からは全町に防災行政無線が流れると、こういうことになるんだろうというふうに思ひます。

そこで、その防災行政無線の役割といいますか、住民サービスにどう寄与するかという点では

どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員さんのご質問にお答えします。

まず、それよりも、第1点目に申し上げたいのは、まず、28年の5月で、いわゆる消防波の体系が使用できないということがございます。これ、消防の関係です。モーターサイレンの関係です。よく言われるんですけども、消防と防災、消防署は消防業務しか持っておりませんので、防災は持っておりませんということもありまして、いわゆるそれが第1点でございます。

それから、もう1点は、なぜこの時期にやるかということになりますと、平成27年度で合併特例債の関係も出てまいります。そういった関係で、特例債の有効な活用ということもござい

ます。それから、もう1点は、今、今田議員さんがおっしゃいましたように、加悦地域にはなかったということで、これは全国的に起こっていることですが、消防行政無線のシステム統合化というのが、どこの市町村でも課題になっております。特に、加悦地域についてはなかったということがございますので、それから、よそのところでも、あるまち、あるまちによってシステムが違うということが現実に起こっております。したがって、そういうシステムの統合化ということが起こっているわけですが、特に加悦地域につきましてはなかったということで、そういったことで、まずはそれが第1の大きな理由ということでございます。

それから、時代の対応がデジタル化になっていくということもありまして、今申し上げたような理由でデジタルの行政無線を施行していくということと考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 消防の無線が28年度から使えなくなるというふうなことを今答弁でおっしゃったというふうに思うんですけども、その関係が私よくわかりません。28年になるとその無線が使えないと、こういうことでしたら、今、そのモーターサイレンが与謝野町にありますのが15カ所設置をしてあるわけですね、この計画でもそうなっています。それは、今は消防の別の無線で飛ばしています。それが28年度に使えなくなるということになると、防災行政無線とモーターサイレンの関係、これはどうなるのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） したがって、工事をしている間も併用していくと思います。消防波は使えま

すので、28年5月までは、うちは、23年、24年、25年と3カ年で整備をします。したがって、それを防ぐために、消防署に遠隔装置を置いていただいて、直接、防災行政無線を起動していただくというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 使えなくなるから、消防署から遠隔操作で操作をしてもらおうと、このことはわかるんですが、そうしますと、防災行政無線が、いわゆる今のモーターサイレンの役目も果たすんだと、28年以降は、ということなんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 防災行政無線でモーターサイレンを動かしていくということです。

16番（今田博文） サイレンはどこにあるんですか、あそこにあるんですか。

総務課長（奥野 稔） モーターサイレンはあります。

議 長（井田義之） もう一遍質問してください。

今田議員。

1 6 番（今田博文） 大変、私、こういうことに疎いんで、よくわかりませんが、そうしますと、防災行政無線がモーターサイレンも兼ねるということになるんですね、28年度以降は。そうしますと、今のモーターサイレンは撤去するということになるんですか。

ちょっとそこがわかりません。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 申しわけありません、ちょっと説明があれで。

今の消防波というのはアナログ波でございまして、波が違うところを使うということで、そのアナログ波の消防波の、消防救急波と言うてますけれども、その波がもう使えなくなるということで、違うデジタルの層を使っていきなさいよということで、伝達の波が、もうその無線の波が使えなくなるということでご理解をいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうしますと、今のアナログの電波が使えなくなるから、デジタル電波でモーターサイレンも操作をすると、こういうことですね。

はい、よくわかりました。

位置はもう変わらないということですね。

はい、わかりました。

防災行政無線というのはいわゆる屋外です、屋外におる方にお知らせをすると、これが大きな目的なんです、もう一つ、うちのまちではFM告知というのを室内に設置をして、そういうことでも情報を流すと、こういう予定といいますか、計画になっておまして、既に野田川、岩滝地域はFM告知も設置をされている家庭もあるというふうに理解をしています。

この防災行政無線が完成をしますと、どちらからも情報が流せると、こういう状況になるんですけれども、その情報のすみ分け、これはどういうふうにされるんですか。

議 長（井田義之） 吉田参事。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） FM告知の件もございまして、私の方からお答えをさせていただきますと思います。

まず、FM告知、それから防災行政無線、どちらでも放送ができるということは、二つの放送媒体を持っているということでございます。

しかし、現在、いわゆる野田川、岩滝地域におきましては、防災行政無線につきましては、災害ですとか、火災ですとか、いわゆる人命に影響がある場合、そういったときに放送を限定させていただいて、通常のお知らせはFM告知でやらせていただいております。

ですから、今度、加悦地域にもそうするわけでございますけれども、すみ分けといたしましては、通常のお知らせ、こういったものはFM告知でやらせていただくと。それから、災害ですとか、人命に関係のあるやつにつきましては、防災行政無線でやらせていただくと。ただし、今回の工事で、防災行政無線で放送すればFM告知と連動するように工事をしますと、今ですと、放送しようと思うと、防災行政無線でも放送しなければいけない、FM告知でも放送しなければ

ならない、そういうシステムになっておるんですけども、今回は、防災行政無線で放送すれば、それがFM告知と連動すると、こうなるとまいますので、一応、すみ分けといたしましては、人命等関係のある、そういった非常時に防災行政無線を使わせていただくと。通常のお知らせ等についてはFM告知でやらせていただきたいと、そういうようなすみ分けでやらせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、旧加悦地域は音声告知ということで、いろいろな常日ごろのお知らせ、それから、緊急の火災であるとか、台風の情報だとか、いろいろなことが流れるんですけども、火災が起きるのが、どうも皮肉にも祝祭日あるいは夜中、それが最近多いわけです。そうしますと、職員さんはおられません。ですから、警備の方になるんですかね、音声告知を操作して、どこどこが火事ですとかいう緊急の場合の放送をされるのは警備の方ではないかなというふうに思って聞かせていただいておりますんですけども、その放送内容のマニュアル、これは恐らくつくってあるんだろうというふうに思うんですけども、十分それが徹底できているのかどうか。

緊急の場合、ブブブと常日ごろと違う音でお知らせが最初にあるんですけども、それがあってから、ガチャガチャ、ゴトゴトと音がしておるわけですけども、なかなか内容が伝わってこないということもたびたびあります。

こうして人がおる前で話すというのは割合話しやすいんです。だれもおらん部屋で、このマイクに向かって話すというのは非常に難しい。私も、公民館から2、3回、地域のお知らせを音声告知したことがあるんですけども、非常に話しにくいというふうなこともあるんですけども、もう少し指導の徹底といいますか、マニュアル化といいますか、そういうものがないものか、お聞きをします。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えしたいと思います。

土・日とか祭日におきましては、日直業務の者が昼間おりましたら、音声告知なりそういったことで作業をいたします。それから、宿直さんということもございます。

したがって、今おっしゃられたことは、もう当然のこととございまして、やはり日ごろ使いなれない機械になると、ちょっと慌てたり、特に火災の場合はそういったことがあるかと思えます。

したがって、そういったこともございますので、研修とは言いませんですけども、機器の訓練といいますか、そういったこともしていくということは大切なことだと思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ぜひそういう部分についても指導していただきたいというふうに思っています。

よろしくをお願いします。

それから、今、音声告知、加悦地域にあるわけですが、先ほど、公民館からというふうなことも申し上げましたけれども、エリアといいますか、ある一定の地域、区でありますとか校区でありますとか、いろいろな固まりを、それだけに向けて放送する、お知らせをすると、こういうことが今はできるんですけども、もちろん、FM告知になっても、そういうエリアを限定した情報というのは当然流せるというふうに思っておりますけれども、それはどのくらいのレベルで、



どうして流すのか。あるいはちらっと聞いたのには、登録しておけば、携帯電話からでもそのエリアに発信できるというふうなことを聞いたような記憶があるんですが、そこらあたり、もう少し詳しくお願いします。

議長（井田義之） 吉田参事。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

一応、今、野田川、それから、岩滝地域、FM告知を設置しておりますが、いわゆる区単位で放送できるぐらいに細分させていただいております。野田川で言うたら幾地単位、四辻単位、上山田単位と、そういうような感じでございます。

岩滝でいきますと、男わだとか藪後だとか、そういう単位で放送ができるように登録をさせていただいておりますので、加悦地域もそういった格好でやらせていただきたらというふうに思っております。

それから、家の電話からでも放送ができるということでございます。携帯電話もですけども、一定の番号を押していただきますと、ここにありますFMの起動する機械につながります。それから、また、ダイヤルで、いわゆるどこどこを選ぶというような感じにしますと、そこだけ放送可能だということで、現在、拡張地域には区長さん、それから、小・中学校でしたかね、そこにもその操作の仕方を教えさせていただきまして、たまに活用いただいております。

ですから、加悦地域においても、そういうような格好でやらせていただきたらというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 工事請負の関係の議案ですけども、加悦地域が22年度に始まるということなんですが、この議案が通りますと、いつごろから工事を始めて、どういう形で、いつごろ完成して、その今後の予定というのはどうなっていますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 本日、工事請負契約の締結につきまして議案を上げさせていただいております。もうこの後、お認めをいただきましたら、すぐに工事に向けて入っていきたく思っております。

加悦地域につきましては、本年度の3月31日までにさせていただかんなんですし、それから、中継局につきましては双峰を考えております。だから、冬期にかかりますと積雪ということがありますので、そういったこともありまして、もうすぐに工事に着工する準備を進めております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 中継局が2カ所、野田川わくぱると、それから畠中神社ですね、あるんですが、これは、中継局言うても、電柱一本立てて、受けたのをまた送信するというふうな形になるか、一定、機械室的なそういうものもついてくるのか、そこはどのような計画ですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員さんのご質問にお答えします。

中継局と、それから、今、2カ所言われた、再送信子局だと、

16番（今田博文） あ、ごめん、ごめん、再送信子、はいはい。

総務課長（奥野 稔） 再送信子局につきましては、建物だとかの設備は考えておりませんので、中継局

は、この図面で示してますように、局舎を建てたりしなくてはならないということがございますけれども、再送信子局についてはそのような計画はありません。

16番（今田博文） 終わります。

議長（井田義之） これで休憩をいたします。

11時まで休憩します。

この間に議会運営委員会をお願いいたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前11時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩時間中に議会運営委員会が終わりませんでしたので、ここで、11時15分まで休憩をいたします。

議会運営委員会の開催をお願いいたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時15分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

与謝野町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結についての質疑を続行します。質疑ありませんか。

議長（井田義之） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 1点だけ確認をしておきたいと思っております。

いわゆるJアラートの関係ですね。全国瞬時警報無線ですが、これと行政無線と結合するということになってると思ってるんですが、Jアラートがちょっとおくれとあるんですが、自動的にもうつながると、自動的に起動してつながると。これまでのところでは、ところが、福井県などの場合は、何回か必要ないのに鳴ったり、そうしたこともあったりしたことがありますが、現在はそういう状況はどうなってますか、Jアラートとの関係では、行政無線とつなぐ場合。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員さんのご質問にお答えいたします。

今、Jアラートという言葉が出ましたですけれども、全国瞬時警報システムということになっております。いわゆる通信衛星を介しまして、国の有事の際、それから、大津波だとか、そういった大災害が起きたときは、そこから全国に一律に発信していくというものですけれども、この機器につきましては、接続いうんですか、結合していくということで、瞬時にそういうJアラートの対応をしていくということで整備をしていくことにしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、これ3年計画でこの事業が進められるわけですが、もう初年度からJアラートができますと、すぐそれに結合していくと、こういう理解でよろしいですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） Jアラートの機器につきましては、昨年、繰り越しでさせていただいています。

今、まだその機器の生産が追いつかないということを聞いておりまして、それらが入りました

ら接続の整備を進めていきたいというふうに思っております。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第102号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第102号 与謝野町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第103号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議 長（井田義之） 16番、今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、議案103号について質問させていただきたいと思います。

今回、桐田機工さんが最低価格で落札をされたということでございますけれども、大体、与謝野町の入札というのは、最高、最低すべてを公表して、それから入札にかけると、こういうシステムですので、ほとんどの業者が最低価格を入れます。そして、抽せんで落札業者が決まると、この工事請負の形、これがほとんどだというふうに私は認識をし、理解をしております。

しかし、今回、入札顛末書を見せていただきますと、桐田機工さんが最低で入札をされております。ほかの3社は100万円なりそれ以上、600万円ほど違う価格で入札をされております。

これは、今までのこういう与謝野町の入札の流れから見ると、少しおかしいなというふうな疑問といいますか、そういう思いを持たれる方もあるのではないかなというふうに思うんですが、副町長、この結果を見てどういうふうにお感じですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。

すべてが、今、議員がおっしゃいましたように、最低制限価格で入札という事案ばかりではもちろんございません。確かに、議員が言われますように、そういった事例が工事によって、あるいは業者さんのランクによっては多い部分もございますが、すべてではないというふうに認識をいたしております。

そして、今回のこの入札に当たりましては、議員が言われましたような結果でございます。

それぞれ入札に参加をされました企業におかれましては、自分のところだったらこの金額でと

いうのをきちっと会社内部で積算をされて入札に臨まれますので、その結果が、今、議員が言われた結果だというふうに私どもは認識をいたしております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） これだけ最低価格と入札価格の差がありますと、もう取る気がないのかなというふうな感じさえ受けざるを得ないというふうに私は感じております。

今、副町長が、それぞれの会社で積算をすると、こういうふうな形で会社の思惑といいますか、積算の価格で入札をされる、あるいはそれを下回って入札されるか、それはわかりません。それは会社の自由なんですけれども、ただ、今の時代、計算機で積算をするという時代ではございません。パソコンのソフトが恐らくあるんだろうというふうに思っています。

こういう工事内容がある一定入力すれば、ほとんど違わずにその積算ができるんだろうというふうに思っております。

そういった中で、これだけ、600万円以上も差が開くというのは、少し理解がしがたいなというふうにさえ思っておりますけれども、今、私が申し上げたその積算の関係やら、この差があいていると、これがもう少し入札金額が狭まっておればといいますか、これだけあいておらなかったらそうは感じないわけなんですけれども、かなりの差があるということも含めて、今までの入札の形と、あるいは会社の思いというのが違うなというふうに私は感じておりますけれども、その積算ということでは、副町長、私は、パソコンでできるから、これだけ差が開くものではないなというふうに思ってるんですが、そこはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

確かに、議員がおっしゃいますように、金抜き設計書を事前に公開もいたしておりますし、どういった部品が要って、数量は幾らでというのは事前に公表しております。

積算をいたしまして、もちろん金額をはじき出すわけですが、議員もご存じのように、例えば、設計を自分の会社でしました、なら、100円の金額になりましたというときに、必ずしも設計ではじき出された金額を入札の札に書かれるというものではございませんので、そこは会社の踏ん張り、設計では100円だけれども、ここは会社がもう一息頑張って、95円にしようということは大いにあり得る話でございますので、先ほど申し上げましたように、会社が目いっぱい頑張って、自分のところだったら、この工事はこのぐらいでできるという金額を、会社挙げて判断をされた金額でもって入札をされるということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） しかし、最低価格があるということは、それで十分工事ができると、こういう価格なんです。だから、それを600万円も700万円も上回るというのは、非常に私には理解がしがたいと。そりゃ会社で積算したらこうなると、いやいや、これではうちはやっつけていけないから、もう少し高く入札すると、こういうことだってあるというふうには思うんですが、それは、最低を公表してない場合は、当然そういう会社の思惑、そういうものは出てくるとは思いますけれども、最低を公表してると、こういう入札制度ですから、取る気がないんじゃないかなというふうにさえ思えてなりません。

ほかの、ここに何件か、4,000万円、5,000万円クラスの水道の工事があるんですけ

れども、ほかのは6社、7社が指名をされておりますけれども、この議案103号については4社ですね、4社しか指名をされておらないということですが、なぜ4社なんですか。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 指名の入札をいたします前には、当然、指名委員会を開きまして、こういった工事があります、指名をする業者については、こういったランクの、こういった工事実績を持った業者等々いうことを内部で協議をいたします。

その結果がこの4社ということをごさしまして、もう少し詳細な業者選定の考え方がご入用でございましたら、水道課長から答えさせていただきます。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

まず、電気設備と申しますのが、考え方でいろいろあると思うんですけども、今、私どもの方が求めております電気計装設備につきましては、浄水場全体を制御するというところでございます。

したがって、通常の電気屋さんということにはならないということで、それらの、先ほど、副町長が申し上げましたが、指名願いの出ている、登録されている業者の中で、いわゆる制御盤の実績があるという業者を選定する中で、かなりの数が出てきてしまうんです。その制御盤の経験があるというものの、浄水場の制御盤ということになりますとなかなかないと。仮にあったとしても、それがどういうふうな形のものかというのは、私ども書類だけでは、申請書だけでは判断ができないという状況が今ありまして、したがって、今回の4社につきましては、21、22の指名願いから登録された中で、なおかつ、旧町のときの指名実績があるという形で4社に絞らせていただいたということでございます。

以上です。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうしますと、指名願いを出している業者は、課長おっしゃったようにほかにもたくさんあるけれども、今回のこの工事をするには、ほかの業者はふさわしくない、能力がないと、この4社だけがこの工事をする能力を備えた会社であると。だから4社で入札をしたと、こういう理解でよろしいですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

能力があるかないかの判断が、ほかの登録業者、指名業者ではちょっと私どもで判断ができません。能力がある業者もあるかもわかりませんが、ない業者もあるかもわかりません。その適正化かどうかについての判断ができないので、過去に指名実績のある業者であれば、私どもの方は、今までの実績があるということで能力があると。あとの方は、能力がないんじゃないかと、能力があるかないかの判断が私どもでできないので、指名をしなかったというふうにご理解いただけたらと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 過去に実績があった業者だから、能力は十分わかっている、ほかの業者は与謝野

町で工事をしたことがないからわからない、だから指名をしなかった。

そうすると、ほかの業者はいつ指名するんですか、指名願い出しとって。いつまでたってもこういう工事はこの4社でぐるぐるぐるぐる回るんですか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

今ある姿、これが私どもベストだというふうには思っておりません。

ただ、現時点で、21、22という2カ年の間については、そういう形で進めるということで決めさせていただきましたので、今回このような形をとっておりますが、次に、23年度、24年度という形で、もう一度、指名願いの受け付けをします。その際、私どもの方としても、いつまでもこういう形にとられることなく、新たな基準を設けていく、そういったことも含めて検討をしていきたいというふうには思っておりますので、これがずっと続くということにはならないだろうというふうに思います。

それと、今の4社につきましてはすべて町外です。私どもで、指名委員会の中で決定させていただいておりますのは、京都、大阪に本店があつて、それで、制御盤の実績がある業者で、かつ与謝野町にかかわりのある業者ということでございます。

今、私どもの基準の中では、残念ながら、町内業者さんについては該当していないということで、これはちょっと補足ですけれども、そういうことでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 確かに、電子制御という大変特殊な事業であることはよくわかっています。町内業者でこういった事業をされるというのはないんだろうなというふうにも思っています。

しかし、今、課長の答弁あつたように、21年、22年はこういう形で回していくんだということを決めているとおっしゃったんですけれども、いつ、どこで決めたんですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 指名委員会の内部でそういった協議を行いました。

今、水道の電気計装のお話ですけれども、先ほど、水道課長が申し上げましたように、例えば、ほかの工事であっても、例えば、ご存じのように、本復旧の舗装工事、これも京都府北部といえますか、中丹以北の4社でもって毎回入札は行っております。ほかの工事でも似たような話は若干あるんですけれども。

指名委員会の中では、この問題に限らず、新町になって5年目に入ったわけなんですけど、入札あるいは指名のあり方については、この間、議会の中でもいろいろなご意見をちょうだいいたしております。町といたしましても、今の方法が決してベストだとは思っておりません。お答えをしますように、例えば、抽せんが多いであるとか、最低制限価格も含めた事前公表を現在行っておりますけれども、この方法だけでいいのか、例えば、総合評価方式の導入はどうか等々いろいろな問題を指名委員会では検討しております。そして、できることから、この間、毎年のように改善をしてきたつもりでございます。

話がもとへ戻りますけれども、この問題につきましては、そういった指名委員会の議論の中で検討をいたしました結果でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 21年、22年はこういう形で回していくんだということがあったんですが、こういう事業、入札というのは22年度中にまだあるんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

22年度につきましてはこれで最後になるであろうと思っておりますが、23年度以降につきましては、今の計画でいきますと、23年度でもあるということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、土建業者の方に限らずですけども、大変な不況で仕事がないというふうなことで困っておられる業者がたくさんございます。

業者の話を聞きますと、もう1,000円、2,000円単位でもう入札を考えるんだと、金額を、1,000円、2,000円、高かった、安かったで落札できるか、できなかった、こういう工事もたくさんあるというふう聞いています。

与謝野町は別ですよ、最低公表してるんですから。それだけ必死になって、真剣になって、今、業者の方も頑張ってもらっております。

先ほど副町長がおっしゃったように、ぜひもう少し競争原理が働く、公平・公正になるような入札の形というの、ぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

それから、この工事は、金額の差がついて落札ですけども、ほとんど抽せんですね。最低価格で入札して、抽せん落札業者を決めると、こういう工事がほとんどですが、その抽せんというのはどういう形で行われるんですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 少し細かい話になりますが、入札会の中身のお話になります。

入札箱に札を入れていただきまして、同じ金額の業者がありますと、その業者の方に前に集まってきていただきまして、一斉に、まず一回目のくじを引いていただきます。これは、2回目の結果が最終結果なんですけれども、2回目に引くくじの順番を決めるくじをまず一回目にやります。その順番に従って、2回目は、また順番にくじを引いていただきまして、番号の一番若い方が落札ということになります。

それから、お言葉を返すようなんですが、先ほど、現在の与謝野町の入札のあり方が、競争性が働いていないかのような受けとめ方を私はしたんですが、先ほど申し上げましたように、この間、新町になりまして、議員もご承知のように、不祥事も含めましていろいろな事件がございました。それらの中で、なおかつ、透明性・公平性・競争性が働く方法はないのかということで、一生懸命考えた結果が今の方法だと思っております。

これが決していいとは思いませんけれども、これにかわるものは今のところないということで、そういった認識で、与謝野町もこれ、現在の方式を続けております。

例えば、ほかの市町、あるいは京都府のように、最低制限価格だけは事後公表という形をとった場合、聞いておきますと、地元の業者さんで、最低制限価格以下の入札が結構多くて、結果的に、地元業者に仕事がまわらなかったというような事例もあるようでございます。

ことしの春からは、地元本社、本店がある業者を基本的に指名するというので本町は行っておりますが、そういった事例もあるようでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今おっしゃったその京丹後の例ですか、最低を下回って入札すると。それが競争原理ですよ。これだったらうちは仕事ができるよ、それが私は競争原理だというふうに思うんです。

今、全部最低で入れて、副町長おっしゃったように、前へ来ていただいて、予備抽せんして、本抽せんをすると、こういう形で落札業者を決めるというのは、私は、競争原理が働いているとは思えないと思っています。

今、副町長は、この制度が、今のやり方が一番いい方法だというふうにおっしゃいましたけれども、その前の答弁では、もう少し何とか検討したいというふうなこともおっしゃいましたけれども、それはどんな検討をされるんですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私、ベストという言い方はしてなかった、ベターという気持ちなんですけれども。

表現はともかくといたしまして、今のその抽せんの方法が、競争原理が働いていないのではないかというようなお話もありましたが、まず、指名委員会で、この工事だったら、こういったランクの、こういった業者さんたちに指名をさせていただきましたら、どの業者もしっかりと工事をやっていただけるという業者さんを選定いたしまして、もちろん指名をするわけでありますので、どの業者さんが落札をされましても、発注者であります町が期待する工事はきちっとやっていただけるということでございます。

競争原理の話に戻るんですが、確かに、最後はくじという方法を使っておりますが、その前段の、入札箱に入札の札を入れていただく段階では、もちろん競争が働いておるわけですので、その結果が、たまたま最低制限価格なら最低制限価格で金額がそろっておるということであって、競争原理はしっかりと働いておると考えております。

それから、抽せんがいいのかどうかということだと思っておりますが、抽せんにつきましては、さっき申し上げましたように、同じ金額の方に、運と言われれば運なのかもしれませんが、その方法で、現在は抽せんでお世話になっております。

仮に、どの業者が落札をされましても、冒頭申し上げましたように、どの業者であってもしっかりと発注者の意図を酌みとっていただきまして、適正な工事がお世話になれると思います。

それから、じゃあどんなことを考えておるのかということなんです、指名委員会は入札の前段には開いておりますので、今年度に入りましても、もう10回以上の指名委員会を開いております。その中で、毎回毎回話すわけではないんですが、先ほど申し上げましたように、今の方法が決してベストとは思っておりませんので、例えば、この間の議論で申し上げますと、総合評価方式を組み入れたらどうかとか、あるいは業者のランク分けに当たっての点数の考慮に、地元貢献をもう少し入れたらどうかとか、まだ申し上げられる段階までまとまっておきませんが、そういった議論も、毎回ではないんですがいたしております。

今年度、まだ残り半年ありますけれども、今年度中、また引き続きまして、頑張ってお話しを進めてまいりたいと思います。

最近のことですので、インターネットで、府県を越えて他府県の例であるとか、あるいは京都府内の例をいろいろ調べております。しかし、なかなか一長一短といえますが、100点満点



あるいは98点ぐらいの、これはいいというような方式はなかなかありません、と私どもは思っております。

繰り返しになりますが、今の方式がベストとは考えておりません。もう少し改善できる余地がないだろうかということは考えておりますし、業者さんのそういった声があるということも散見をいたしておりますので、引き続き検討は進めてまいりたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員、まとめてください。

16番（今田博文） そりゃ、副町長、どこから見たって、だれから見たって、どの角度から見たって満点だと、こんな制度はありません。

しかし、要は、業者の方が、この仕事を一生懸命やりたい、まちの皆さんのお役に立ちたい、こういう気持ちで工事をやられる、落札されると。これが一番、私はいい入札方法だというふうに思うんですが。

それから、もう時間がないので、もう一つ言っておきますけれども、今回、連続して入札に参加しておられる業者があります。その業者は、1本目に落札をされております。その業者が2回目も入札会に参加しておられます。

こういったことも十分改めることもできるのではないかなというふうにも思っておりますし、

議長（井田義之） 今田議員、時間がきてます。まとめてください。

16番（今田博文） 時間ですか、もうまとまりません。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） すいません、先ほど、私、答弁の中で、電気計装について、22年度はこれで終わりますという発言をさせていただきましたが、あともう一つ予定がございます。

訂正して、おわびを申し上げます。

ちょっとどの方式になるかというのは、全体の制御系の関係で、今の議案については、既設の浄水場を動かしながらという制約がついてました。したがって、この方式をとらせていただいたんですが、後で予定していますのは新加悦浄水場の方でして、これについては、既設の浄水場とのやりとりとかそういうような制約はございません。

したがって、どういう形をとるかについては、今から検討させていただくということになります。

同じ方式になるかどうかについては、今はまだちょっと決めかねているという状況です。

議長（井田義之） 堀口副町長。

今田議員、ちょっともう一回座り直してください。

副町長（堀口卓也） 最後のご質問で、例えば、ランクが同じ業者、言いかえますと、同じ業者さんがそろっておられます入札、1回目の入札で、例えば、私が落札をしたとします。そうすると、その落札をした業者が引き続いてその入札に参加されるというお話をされました。

議員がおっしゃいます意図は、一回目に落札をすれば、2回目を辞退すればという意味ですか。

16番（今田博文） そうです、はい。

副町長（堀口卓也） それは、発注者である町がとやかく言う問題ではございませんので、それぞれこの工事にはこのランクのこういったラインナップの業者さんに入札のお世話になろうということと、結果的に複数の入札に参加していただくこととなりますけれども、その中で、辞退されると

か何とかいうのは、もう業者さんのお話ですので、町の方から辞退しろなどということは、もう絶対言えない話でございますので。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第103号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第103号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩をします。

昼食のため、午後1時30分まで休憩をします。

文教厚生委員会が午後1時から開かれるそうでありますので、委員の皆さん、ご苦労さんですけれどもご参集願います。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

文教厚生委員会の方が、今、会議の途中、中断していただきました。この後、引き続き委員会を開催していただきたいというふうに思っております。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時30分）

（再開 午後 1時54分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第104号 新加悦浄水場新設（土木・その1）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） 1点のみ質問させていただきます。

この議案資料を見させていただきますと、この場所が、いわゆるこの外観図等を見ますと、南面の立面図の野田川堤防を起点とした図面、また、府道野田川加悦線を起点とした西面の立面図等、非常に低い位置にあるわけでございますが、まあまあ水害の被害もまず起こらないであろうとは思いますが、この辺の、この場所を選定された、何かこういった非常に堤防なり道路か

ら低いということにつきましての、水害的な心配につきましては、どのように判断されてこの場所を選定されたのかお伺いいたします。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

まず、浄水場の計画地でございますが、これにつきましては、付近の地下水の水源調査を行いまして、これなら使えるであろうという井戸の箇所を選定しております。

その井戸に近い位置、もしくはその井戸を含む位置ということで、今の場所に決定をさせていただいてます。

なお、敷地の高さにつきましては、提案説明でも申し上げましたが、ハザードマップによりまして、ちょうどウィルのあたりが、浸水が50センチから70センチでしたか、浸水するということになっておりますので、敷地につきましては、農道からという表示をしておりますが、1メートル20センチかさ上げをしまして、仮に、周囲が冠水をしましても、浄水場が水につかることはないというふうな形で計画をさせていただいております。

以上です。

1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第104号 新加悦浄水場新設（土木・その1）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第105号統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備・その1）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、新加悦浄水場新設工事請負契約の締結につきまして質問いたします。

今、非常に非難されております随意契約となっております工事請負締結でございます。

なぜこの随意契約になったかを、ぜひともわかりやすく、丁寧に答えていただきますように。

水道課長、お願いいたします。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 杉上議員のご質問にお答えいたします。

この議案につきましては、提案説明でも申し上げましたが、地方自治法施行令第167条2で、随意契約という形にさせていただいております。

この地方自治法施行令第167条の2に規定されております随契ができる該当要件があるんですが、その中で、今回につきましては、第6号の内容としましては、競争入札に付することが不利と認められるとき、それから、第7号、これにつきましては、時価に必して、著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときということで、この二つの号に該当しているという判断のもとに随意契約とさせていただきました。

具体的に、じゃあそれはどういうことかということでございますが、本工事で採用しております水処理装置につきましては、薬品を一切使わずに、無薬注で鉄バクテリアをバッキによって成長させ、それでもって鉄、マンガン、アンモニア性窒素などを除去するという設備でございます。

この設備につきましては、契約の相手方、株式会社ナガオカが独自開発をしたものでございまして、中に一部特許部分がございます。その特許部分につきましては、水を処理するという部分ではなくて、水を処理するに当たって、これは上からずっとろ過をさせていきますので、ろ槽内、ろ過砂なんですけど、そのろ過砂に鉄やマンガンが付着して、ろ過閉塞を最終的に起こすと。そうならないように、定期的に洗うという動作が必要になってまいります。これは、水道のろ過施設は、すべてそういう洗うという工程を含めているものでございますが、この装置については、それを池の表面から移動式で噴射によって洗うこと、それから、逆に、下から吹き上げによって洗うということ。その移動式で、表洗と言っていますけれども、表を洗うという意味ですが、その表面を洗う、これが特許になっています。

それから、下から吹き上げについては、この逆洗と呼んでおるんですけども、逆洗効率を高めるために、そのろ過砂の槽内にパネルが敷いてあるんですけど、そのパネル部分が特許になっていると。

そういった特許部分を含む構造のこの装置については、ほかに同等品がないと。これは、あくまでもナガオカが独自で開発したものであるということでございます。

したがって、これを競争入札ということにしようしますと、競争相手は、すべてナガオカからその製品を買って参加をしなければならないということが前提になってまいりますので、幾分か、というか、どれぐらいのことになるかわかりませんが、その買う費用に上乗せがかかってしまうといったことで、それであるなら、競争入札じゃなくて、ナガオカ、そのつくっている業者に直接発注した方がいいであろうということが一つです。

それから、もう1点につきましては、これも一つの構造としてはそういった形をとっておりますが、現実、それを、どの水質でも、その製品さえ持ってくればそれでいいんかということになるわけですが、やはり我々としては、採用するに当たり、そういった製品があるということの情報をキャッチして、実際にそれがうちの水質にかなうものであるかどうかということについては、やはりその業者を呼びまして、実際に実験をさせました。その中で、幾分かこちら側から課題を指摘して、その部分についても対応していただくようにしております。

それについては、業者からの提案もあれば、我々の方からの提案もあつたりということで、一部分、製品以外の部分では、若干、共同での処理という導きをしております。

そうしたことで、これを採用するに当たりまして、価格についても相談ということになるんですが、やはりこれは、我々としても、水質データの提供であったり、実際にその処理をするに当たって我々も助言をしています。こうしたらどうだというような提案もしています。

そういったことで、価格について、当たり前で契約される金額よりも、いわゆる金額に対する前もっての交渉といいますか、そういったことで値段を下げてくださいといったようなことも出てまいります。

そういったことで、今回については競争入札等はやめまして、随意契約とさせていただいた方が、価格面でも、後の水処理に対する、一緒に、実際に実験をしながらやっていますので、問題が起こったときの対処もしやすいという総合的判断のもとにこのような形とさせていただいております。

以上です。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ここに、提案理由及び課長の提案説明書というものがあります。

ここに、今答弁いただきましたけれども、一部特許を取得しており、ほかに同等品がない、しかるに、競争入札することによって不利になるから随意契約をしたということですね。

我々、新聞報道とかよく見てますと、日本の水処理技術は世界に通用するということで、例えば、栗田工業とか荏原は世界進出してるという報道がありますね。

この点と、株式会社ナガオカしかないという点ですね。この大手の一流メーカーにもこれはないんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えします。

確かに、鉄やマンガンを処理する方法としてはいろいろな方法があります。確かに、大手の業者もありますし、メーカーさんもありますし。

ただ、私どもが今採用しようとしてますこのナガオカの水処理装置については、ナガオカさんのみということでございます。

ただ、下水処理、あるいは民間の工場排水あるいは工事現場の排水処理、そういった部分では、似たような施設はあるというふうには聞いてはおりますが、いわゆる飲み水の上水については、ナガオカしかないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この点につきまして、このナガオカいう会社について、国なり府からの指導なり推薦というのはあったんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

今、国なり府からの推薦があったかということだと思いますが、これについてはございません。

ただ、私どもの方として、このことを知りましたのは、兵庫県の柏原町、現在の丹波市になるんですかね、そこで、浄水場でそういった実験をしますよというような情報を察知しまして、実際そこへ視察をさせていただき、その上で、そこで処理されておった原水の水質が、当町で処理したい水質と非常によく似ていたものですので、一度、うちの方にも足を運んでいただきたいと

ということがきっかけになっております。

以上です。

この件につきましては、提案説明でも申し上げましたが、既に四辻、それから、現在施行中の三河内の2カ所でも既に導入をしております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） わかりました。

丹波市において、独自に与謝野町の水道課で、このメーカーが優秀だということを発見して、現場も確認して採用したということですね。

今、答弁の中にありましたように、次に提案説明書に書いてあるんですけども、ここが非常にわかりにくいんですけども、この水処理装置については、既に四辻浄水場や、現在進めております新三河内浄水場でも採用しております、そのときの契約につきまして、同社の指名願いが出ていなかったため、やむを得ず、土木工事に含む形としました。ここが非常にわかりにくいと思うんですけども、説明をお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

町の方で、やはり工事として施工していただくということになりますと、指名願いを出していただいて、それで、町に登録をしていただくということが前提になります。

しかしながら、こういった形で採用させていただきましたので、もともとが、一番最初のときが、指名願いとかそういうものは出ておりませんでした。

したがって、どういう形で発注するのがいいのかということで、随分ちょっと研究をいたしまして、土木工事で、その中に水処理装置を含めまして、水処理装置を、いわゆるこれは町が指定するということになると思いますが、町が指定する水処理装置を買っていただく。買って、うちに持ってきてもらうという、いわゆる物的な扱いをさせていただいたわけです。

しかしながら、現実には、工事あるいは製品を高めるための実際に水を入れて、鉄バクテリアをくん養うんですか、育てて、水処理が適正に行われるところまでがうちの目的でございますし、そういったことから考えますと、適正なのは、やはり工事で出すべきだろうというふうに思っておりました。

そういった中で、指名願いが提出されたことによって独自で発注ができるという形になりましたので、今回については随意契約という形をとらせていただいたということでございます。

それから、もう一つちょっとつけ加えさせていただきますと、この土木工事にくっつけてということになりますと、我々としては、直接、そのナガオカと契約したわけではないということです。本来ですと、維持管理上、いろいろな問題が発生した場合に、本筋でいけば、その土木工事を受注した業者というのが元請になりますので、そこを起点に、いろいろとメンテナンスあるいは問題解決に向けて行っていかなあかんということになります。

直接やりとりするというのが非常に難しいという問題が起こってきます。例えば、瑕疵的な問題だとか、そういったことになった場合は、やはり元請である土木工事屋さんを通すことになります。

そういったことで、どうも責任の所在が明確にできないといったような問題もありましたので、

これでは、もう直接という、手続が可能になったので、そういうふうな形で随意契約をさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 浄水場の工事につきましては、国の補助、支援が2007年までですよ、2007年まで。ですから、メーカーが忙しいということを想定しますと、メーカーの方が強くなって、高く売りつけることもできるわけですけども、この辺のやりとりはどうだったんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

その前に、平成28年、いわゆるその統合に向けて、各メーカーさんとも忙しいん違うんかということだとは思いますが、現在、この方式を採用している自治体というのは、先ほど申し上げました兵庫県の丹波市、それから、この与謝野町だけなんです。今後、いろいろな自治体で受注が期待できるというようなお話はお聞きしてありますが、実際に導入実績としては、この二つの自治体しかないということですので、この部分について、将来的に受注がどっと出てくれば、そういう忙しくてとかいう話になるかもわかりませんが、現在のところはそういったことはございません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 与謝野町と丹波市が、この株式会社ナガオカの独自開発を採用してるということですので、随意契約に至った経過も聞いてまして、やはり随意契約の危なさいうんですか、いうのに十分気をつけていただいて工事に入っていただきたいなと、かように思います。

以上です。

議 長（井田義之） 杉上議員、ちょっと答弁するそうですので戻ってください。

4 番（杉上忠義） 失礼しました。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ただいまの杉上議員のご指摘ですが、定められた手続によって随意契約という形をとっておりますので、ちょっと危ないということには私どもならんと思っておりますので、そのことについてはご理解をいただきたいと思っておりますので、ちょっと申し添えさせていただきます。

4 番（杉上忠義） どうも失礼しました。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、少し、杉上議員に続きまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は、このナガオカという会社ですね、課長の今の答弁では、2007年にこのシステムを丹波市に入れられて、そして、今日まで、与謝野町でも二つのところでこれの実績があるわけですが、まず、このナガオカの会社をみてみますと、ここの大株主は株式会社ハマダというところなんです。それから、日本アジア都市銀行ですね、投資株式会社か、ここが大株主なんです。ハマダというのはどういう会社だか、課長、わかってますか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

申しわけございませんが、私の方ではわかりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この辺は、今、杉上議員さんから不安なようなお話ございましたが、私、やっぱり会社については、一定のその経歴が出ていると思うものですから、十分それは調査をいただくことが必要ではないかなというふうに思っておりますが、この本町での実績から考えますと、ケミカル水処理ですね、いわゆる後のコストがかからないということなんですが、今までお使いのところでは、いわゆる今までの薬品注入の方式と比べて、どのぐらいほどこの実際のメリットとしては出ておると、こういうふうにお考えですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

ちょっと具体的な数字というのを、私、今持ってないんですが、従来ですと塩素を使っております。従来の方法で塩素を使いますと、その塩素については、ローリー車で、週一あるいは2週間に一回ですか、それぐらいの勢いで運んでいただいて、それをすべて使用していたということでした。

今度のそのナガオカの、これは実績で、四辻があるんですけども、四辻につきましては、今はポリタンク、20リッターのポリタンクですね、あれで対応が十分できるというような状況でして、ちょっと金額まではどうというのはわかりませんが、そういった状況です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この会社、今、海外を最も視点に入れた会社の事業展開を図っていくということに見えるわけですが、そういうふうに考えますと、やはり今全国の自治体で二つのところしかない。丹波市は一番初めという実績があるわけです。それで、課長の方で、ぜひ、今、薬品注入に比べて、これだけの実際メリットがうちで出ておりますよということは、やはり私は、ぜひ資料としてはつくっておいてもらう必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

もう1点だけ、いわゆるインジェクション効果といいますか、空気の関係で、このろ過装置の大きな部分になるんですけども、ここの空気を取り込むやり方ですね、このことのところがちょっとわかってたら教えてもらえませんか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

通常、バッキという形をとろうとしますと、コンプレッサーを使いまして、それで空気を起こす。それによって、水の中でエアレーションするというような形が通常のバッキ方式です。

今回の装置につきましては、このバッキをすることで溶存酸素を高め、それによって鉄バクテリアをより有効に働かせようとするもので、そのバッキの方法ということについてのご質問かと思いますが、これについては、各井戸からの取水ポンプを使って水が送られてくる、その水が送られてくる勢いを、最終的に、細いノズルを使って、途中で特殊な穴をあけてまして、そこで空気を取り込んで、その噴射力を利用してバッキを起こすという仕組みになっております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ。

いわゆる今までの薬品注入に比べて、先ほどの課長の説明では、いわゆるこの会社が持ってい



る逆流洗浄ですね、このことによって、一日のいわゆる量ですか、流量ですか、そのところが、今の薬品注入に比べて相当たくさんできると、こういう理解したんですが、そのところは、実際にどのぐらいほどできるんです。それが立米なのか、トンなのかわかりませんが。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

今のご質問は、逆洗によりロス水量ということになるんですかね。

1 5 番（勢旗 毅） そうですね。

水道課長（吉田達雄） これについてですが、従来、急速ろ過器だけという形で考えた場合でも、逆洗の水量は、今のナガオカの処理装置の方が少ない状況です。

ただ、それがどれぐらいの量というのはちょっと私わかりませんが、ただ、この処理装置を利用していますのは、鉄やマンガンについての除去が、通常の急速ろ過器では非常に信頼性がないということから、前処理という形で、前段でこの装置を使って落とそうという方法をとっておりますので、ロス水量については、その辺のことも含めますと、随分少ないであろうというふうに思っております。

ただ、それが何トンと言われると、ちょっと私把握してないんですが、それは少ないと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ただいま課長からいただきましたけれども、一応、数字として、またわかります範囲で出していただきたいと、このように思っております。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 1点だけ、財源問題についてお伺いしたいと思っています。

1億8,500万円を超して、今回の契約なんですけれども、この事業は、先ほどから論議されているように、28年度からの統合事業にかかわる一環というふうな、国の方でもよくわかったことだと思うんですが、ここの摘要欄にあるように、補助金が全くないというふうに出されています。ほかの関連を見たときにも、それなりの補助金はあったように記憶しているわけですが、起債で、半ば全額対応するということなわけなんですけれども、その点について、これは企画財政になるのかな、担当課の方でほなら教えてください。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 伊藤議員のご質問にお答えします。

統合簡水で、最終的に上水道という形で整備を進めてはおりますが、これにつきましても補助金のメニューがございます。その補助金のメニューと申しますのは、統合するから補助金を出すということではあるんですが、統合するから補助金は出すけれども、その統合する前の施設の状態にかかわる部分、例えば、漂流水、地下水でございましたら、今回は、例えば、温江だとかは漂流水使ってます。その温江も、今回の新加悦の方に含まれるんですが、その漂流水分は除いて、地下水分だけを補助金の対象にしますよだとか、今回の本件につきましては前処理装置です。

この前処理装置については、ほかの浄水場でないわけです。今ある、統合前の状態で水処理をする中に前処理というのがないんです。したがって、この部分については新規という形にと

られまして、トータルの事業は補助事業なんです、この部分については単費で対応しなさいよというふうな形になるんです。

例えば、急速ろ過器だとかそういう形になると、前の浄水場でも急速ろ過器を使っていますので、その部分については補助対象にはなりますが、新しい設備となっていますので、この部分は単費ということでご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 国の示しとるメニューというのが詳細にはわかりませんが、今の答弁を聞いて、少なくとも、議場におられる方は、ほとんどが違和感を覚えますよね。統合事業で、国が勝手に、言うなら、浄水化全部するという話でしょ。それで、補助金は一切ないわけです。それは、メニューから外れてるから言うんですが、今、事業を聞いて、とんでもないむちゃくちゃな事業をしてるか言うたら、そうでないわけですから、この点はどういうふうに、もちろん不服は、町長以下理事者としてはあるんでしょうけれども、この点は、私はちょっと異議申し立てというか、国や府にちゃんとと言わなきゃいけない違うかというふうに思います。

この点はどうなんでしょうね、町長、ご存じやったんでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） そのところ辺までは、私自身知っておりません。

ただ、言えるのは、今ある水を安心・安全に安く届けられる方法としてこれを選んだというふうな理解でおります。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もちろん、その安心・安全な水の供給提供というのは、これは町の最大の使命ですから、水の確保については、そのことは当然なんですけれども、問題は、理不尽な国のメニューによって我々が外されているという実態ですよ。今言うところ、最も町ではいいと思ってるわけでしょ。最も選択肢でいい事業であるのに、これがメニューから外れてる。これっておかしくないかということです。だから私は尋ねたいんです。

課長、あんたどう思ってるか教えてください。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 私自身も、今、伊藤議員がおっしゃられたように、大変理不尽な思いをしております。

やはり国から定められた時期に統合しなさいよということに合わせて私どももやっておるわけですし、そうなら、統合事業ということであれば、文句なしに補助金はいただけたらなとは思っておりますが、いかんせん国の基準ですので、府にはいろいろ言うてますけれども、その中で、少しでも補助金がいただけるメニューを探して、何とか補助金額がふえるようなやり方はしておりますが、基本的な考え方としては、やはり従来あった施設の設備を新しくする部分についてのみということになってますので、前になかったものであるだとか、そういった部分については外されてしまうという悲しい現状があるので、私どもとしては、今の時点ではどうすることもできないというのが本音でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 繰り返し言っても同じことですので、しかし、こういう、まちからすれば理不尽

な制度があるわけです。今回だけじゃなくて、これは何度も何度もいろいろな角度から指摘をしましたが、たくさんいろいろな分野でこういうことが起きてる。こういう点は、町長、今後はきちっと伝えるべきだと。今、知ったような話でしたが、ぜひ、国のメニューがいかに地方の一生懸命努力して、工夫して、長もちさせて、安心して安定的に供給できると、安心できる水が供給できるというためにも、ぜひそれは国の方にも、府の方にも、これは何らかの対応してほしいということを要望すべきだと思います。

ともかく、やっぱり理不尽なことはちゃんと改善してもらおうということだし、それから、特に、やっぱり田舎の市町村は、こういう事業ではいつも苦しんでるわけでしょ。僕は、国のメニューという話がありますが、これはやっぱり改善をせなあかん。それは地方の切り捨てになると、それが加速すると、これで、何ぼでも、こんなことされてたら、何ぼでも。それで、財源の保証はしないいうわけですから、全く私は納得できません。

このことを申し上げて、質問を終わります。

議長 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、少し質問をさせていただきます。

単純な質問でございますが、実は、これ、先ほどの104号では新加悦浄水場となっております。

それから、105号では統合簡水加悦浄水場となつとるんですけども、この違いは、

議長 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、統合簡水加悦上水道がついているのとついてないのでございます。104号、105号、106号、この後、106号もあるわけですが、これらは、すべて、本来ですと、統合簡水加悦上水道という事業名を頭につけたかったというのがほんまのところなんです。

実は、104号と106号につきましては、条件つき一般競争入札を執行させていただきまして、発注時期がかなり早い時期に発注をしなければならなかったということで、私どものちょっと手際の悪さなんです、工事名を統一するのがおこなわれてしましまして、このような結果になったということなんです。

本来ですと、これはすべて統合簡水加悦上水道何やら工事というところだったというのが本当のところでございます、随分ちょっと紛らわしい工事名になったことはおわびします。

議長 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） そうしますと、104号、105号、106号のそれぞれの工事名については、統合簡水加悦浄水場とするのが正しいけれども、手続上のミスで間違っただけで表示をしたと、こういうふうな理解でよろしいですか。

議長 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

工事名としては、これは間違っておりません。ただ、私の方としまして、一つの事業の中のそれぞれの工事という意味においては、やはり事業名を頭につけておくべきであつたらうという思いから、後から発注した105号については、そういった名前をつけさせていただいておりま

すが、契約事項としては、それぞれ今議案になっております工事名で契約しておりますので、そのことについては間違いはございません。

ただ、私の方の気持ちというか、思いとしまして、一つの事業でやっておるならば、どれも名前をつけておいた方がわかりやすかったであろうという反省を持っているということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 上水道を預かっておられる専門家の人はそれでいいんかもしれんけれども、我々は、議員としての立場で見せていただくときには大変ややこしい。こういう表示をしてもらおうと、どこが違うのかなというふうに思いますので、加悦上水道なら簡易水道、あるいは総合がつくんだったら総合簡水というふうなことで、統一をしていただかんと我々はわからんわけです。どこをどういうふうこれを理解したらいい、わからんというふうに思いますので、そこら辺はひとつ十分注意をしていただきたいなというふうに思います。

それで、今回、104号と105号なんです、これが整備をされるわけです。そうしますと、加悦、温江、明石、香河ですか、これがここに一本化されると、こういうことだろうというふうに思うんですが、これが完成した暁には、水の流れとしては、水道の流れとしては、ここから集中的にこの4カ所には配水されると、そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

この加悦上水道、でき上がった暁には加悦上水道となるわけですが、この水の流れにつきましては、現在算所浄水場、これは、合併しましてからリニューアルさせていただいたものですが、この浄水場が現在の加悦、後野、算所地域を賄うこととなります。

それから、今お世話になっております新加悦浄水場につきましては、香河の一部、明石、温江、それから、加悦と加悦奥へ行くこととなります。算所を山越しするような形になるんですが、加悦と、この後の106号にもちょっと関係するんですけれども、その106号で建設します加悦中継ポンプ場に今の新加悦浄水場から水を送る、それから、算所の浄水場からも、一部、この加悦中継ポンプ場に水を送る、その二つでもって加悦と加悦奥を賄う予定にしております。

以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は岩滝の浄水場で育っておりますもので、なかなかこの簡易水道がたくさんあるんで水の流れはわからんすよね、質問させていただくとるんですけれども。

そうしますと、これが完成した暁には、後の106号も出てくるわけですが、いわゆる香河の一部と明石と、それから温江ですか、それから加悦と、ここから配水されていくと。さらに、106号で、配水場ができますので、算所簡水からここにも送られて、加悦と加悦奥に配水されると、そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） おっしゃるとおりでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） わかりました。

それから、今回のこれ103号から104号、105号、106号と続いて、簡水に対して設備が投資されるわけです。

若干、今後のことについてお尋ねをしておきたいわけですが、すべてこの4本は、私は繰り越しやないかなというふうに思うんですが、これで合計しますと4億3,321万1,150円ですか、設備費が投資されます。今後、ことしの22年度の工事については、若干、今田議員の質問の中でもあったと思いますが、今後、設備をされる予定はあるのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

まず、今のお世話になります4本のうち、103号については繰り越しではございません。当初から、平成22年度施工分でございます。それから、104号、土木ですね、土木については繰り越し事業です。それから、105号についても繰り越し事業です。106号については22年度事業です。

なお、提案説明でもご説明申し上げましたが、土木工事、それから、今の浄水設備、今お世話になってます、この2件については、22年度予算分として、この後、年が明けてから発注をさせていただく予定をしております。

以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 簡水の設備の施設の設備計画の中では、平成22年度は6億3,700万円の予定がされておったというふうに思います。今回、103号は22年度の予算ということですが、あとは繰り越しということでございますので、106号も。としますと、103号が5,600万円で、106号が6,200万円ということは、1億円を越すわけですが、22年度の予算はそないに予算がなかったんではないかなと。私は9,000万円ぐらいの予算ではなかったかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょう。

私の間違いでしょうか。間違いなら間違いと言っていたきたい。

私も予算書持ってないんで、ちょっとわからんですが。

議長（井田義之） ここで休憩をいたします。

午後3時5分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時49分）

（再開 午後 3時05分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、新加悦浄水場新設（浄水設備・その1）工事の質疑を続けます。

糸井議員の質問に対して答弁を求めます。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 貴重な時間をいただきまして、すいませんでした。

先ほど、糸井議員の方からございました900万円につきましてですが、当初予算でございますが、6月に補正で、トータルとしては、今現在で、22年度予算としては、工事請負費で6億円ほど持っております。

したがって、現在の今の103号、106号を執行いたしまして、その後、議会には上程してはおりませんが、随時発注をしております。

したがいまして、22年度としては、最終的に6億円ほどの事業をやるということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 私もちよっと予算書を調べてなかって申しわけありませんでした。

貴重な時間、中断させまして、大変申しわけないと思います。

今お聞きしますと、やっぱり6億何がしの、6月補正で上がっておるということで、6月補正の中で出されました計画書では、大体、設備費が6億3,000万円ぐらいの計画ではなかったかなというふうに思うので、大体計画どおりこれが進められるというふうに認識をいたしております。

そこで、改めてお尋ねするんですが、本年度、この加悦浄水場を含めまして整備されるわけですが、その後、加悦の浄水場について、整備する箇所についてはどこが残るのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 答えいたします。

現在、新加悦浄水場ということで、加悦の浄水場の新設を行うところまで来ておりますが、今後につきましては、この浄水場に水を入れるための原水の井戸を予定しておりますし、それから、中継ポンプ場からさらに奥に行きます配水池、それまでの送配水管、それから、香河、明石、温江方面につきましては、これも送配水管、それから、計画では、明石浄水場につきましても、中継ポンプ場に改造いたします。それから、新たに配水池をあちら方面にも一つつくると。それから、既設の配水池については、一部改造をするというようなメニューが残っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） はい、わかりました。

計画書でも触れられておりますように、28年の簡水を上水に統合するための整備は、計画どおりひとつお願いしておきたいなど。そして、28年度の統合簡水が上水に統合するときの町民に対する、上水が安全供給ができるように、ひとつお願いをしておきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（井田義之） 糸井議員、今のは質問ですか。

14番（糸井満雄） いや、質問じゃないです。

お答えしていただいても結構でございます。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 答えいたします。

今、糸井議員からお話がありましたように、私どもとしても、簡易水道の統合につきましては、計画的に事業を進めまして、平成28年度には、与謝野町上水道となるように頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

14番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第105号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第105号 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備・その1）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第106号 加悦中継ポンプ場新設（その1）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、加悦中継ポンプ場につきまして、ちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

これは、現在、与謝野町社協の加悦支所の裏にあるという施設を取り壊しをされて、そして、ここにこの施設をつくろうというものですが、今度、これを有熊まで送水するというふうに説明では聞いたんですが、そのいわゆる有熊までの水路とか、あるいは配水池といいますか、有熊の部分については、これは新年度予算ですか。

というのが1点目です。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） この後、有熊に配水池を設置することになりますが、現在、22年度事業で有熊に向かつての送配水管を発注しております。既に発注済みです。ただし、これは全部ではございません、一部発注している。

したがって、23年度でも、引き続き、送配水管をやっていくということになりますし、今年度については、配水池の造成をやらせていただこうと思っております。

配水池の完成につきましては、24年度ということになります。

以上です。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、配水池は有熊のどの位置になりますか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

有熊の一番上まで上がっていただきまして、いわゆる田んぼの一番最後の、今、休耕田になっておりますけれども、その部分まで上げるということになります。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、有熊の農地の一番上の部分で、森林開発公団が、公団造林がやっているその境目に当たると、こういう理解でいいかと思っておりますが、そして、今度の取り壊して、こういった管理棟やら中継ポンプの井戸ができるわけですが、この深さは、現在、非常に浅いと私は思ってるんですが、今度の場合は、ここはどのぐらいほどの井戸になるんですか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

ご指摘のように、今現在の井戸につきましては非常に浅うございます。10メートルもいってない、それ以上より浅かったと思います。

中継ポンプ場に改装しましてからは、ここには井戸は持たないということになります。中継ポンプ井という表現をしてますので、井戸のように思われたかもわかりませんが、これは、あくまでもパネルタンクということでご理解をいただきたいと思います。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第106号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第106号 加悦中継ポンプ場新設（その1）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第107号 与謝野町食と健康の拠点施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、議案第107号につきまして質問いたします。

この提案理由に、業務の範囲について改正を行うということでございまして、業務の範囲、第8条を見ますと、いわゆる加工体験及び加工品の販売という部分が、加工品の製造及び販売、また、薬草という展示等学習が外されるということでございますが、この設置目的であります第1条にも、都市住民との交流の促進を図ると、これが大きな、この拠点の施設の設置の中にうたってございます。

そういった中、今回のこの加工体験を外されるということにつきまして、私はいささか疑問を感じるわけでございます。

と申しますのも、与謝野町の産業振興ビジョン、これ、ここに簡単なのがありますが、この中



の施策方針という部分が第4項目にあります。この施策方針の中の大きな施策の中の一つとして、体験・交流の推進ということがうたってございます。産業・交流の場づくりとしまして、体験、施設相互のネットワーク化、また、観光客との交流の場づくりを進めると、このように、産業振興ビジョンで町としての方針を明確に出されています中で、今まで、よく町長がおっしゃいます、与謝野町の観光の拠点でもあると言われるこの与謝野町食と健康の拠点施設が、きょうまでのこの加工体験という大きなこの、それを進めるとうたっているにもかかわらず、それを、あえてこの条例から外されると。これは、町の方向と間違っているのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

これはだれが担当か、副町長ですか、こういった条例を改正されるのは、だれがこれ改正されたんですか。農林課。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

今回、条例の改正に当たりまして、第8条の、業務について見直し、改正をさせていただこうというものでございます。

今ご指摘のように、現行の8条2号に、農林産物等の加工体験及び加工品の販売に関することがございます。また、現行4号に薬草等の展示及び学習に関すること、現行5号に農産物等の販売に関することがございます。

これにつきましては、この業務から抹消するという考え方ではなくて、提案説明の中でも申し上げましたけれども、改正案の第8条第4号に集約して、ここにまとめさせていただいたという考え方を申し上げております。

今回、第8条の2号を現行から改正をさせていただきますのは、農林産物等の加工品の製造及び販売に関することとさせていただきます、ここで、今回ご提案をしております農産加工、すなわち、加工品の製造をさせていただいたということでございます。

これは、内部でも十分検討させていただきました上で、このような改正案の4号の方に集約をさせていただこうという形をとらせていただいたもので、決して加工体験、加工品の販売、薬草等の展示学習、農産物等の販売、これらを業務から抹消するという考え方ではございません。

さらに、改正4号では、今後もいろいろな将来展望として考えていきたい、そういった内容もございますので、それらを一つ一つこの条例に書いておきますと、非常に煩雑になりますので、そういう意味も含めまして、改正4号に集約をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 多分そういう答弁をされるであろうというふうに想定をしていましたわけですが、私は、やはりこの拠点をつくられたときの、初期のこの当初の目的である加工体験、または薬草というような、今、残念ながら、薬草はほとんど余り姿は見れませんが、当時、一生懸命ハーブ園をつくられ、そして、薬草ぶろだというふうに、非常に今の時代に合った、いわゆるハーブといったものに着眼されて、こういったものをあえて外される、片方に集約されると、私はいささか今回の、これからのこの拠点としての姿を、ある程度方向性を決めているなというふうな気がしてなりません。

私は、ぜひともこの加工体験、または薬草等を外してほしくない。ましてや、このように産業振興の施策方針にもきちっと体験交流促進という項目もうたっている以上は、私は、今回、外したことに對しまして非常に残念な気がしてなりません。

本当にこの食と健康の拠点としての施設であるならば、今までの条例で何ら差しさわりのない、何も集約する必要は、今この時期に、あえて集約する必要はないというふうに感じています。

以上、私はもう答弁はなくても結構でございますが、私の意見を述べさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（井田義之） ちょっと赤松議員、太田町長、答弁がありますので、よろしくお願ひします。

町 長（太田貴美） この条例を整理しました一つの大きな目的といいますか、議会の中で条例についての討議がございました。

その中で、明確に、1番の農林産物等の調理及び提供に関すること、これは、このとおりレストランというものを一つ意味しております。

それから、2番目の農林産物等の加工品の製造及び販売に関することは、これは加工品をつくる、そうした工場といいますか、工房といいますものを加工施設をイメージしておりますし、3番目は、この宿泊と入浴という、この宿泊、入浴のホテル機能を持った、これが3点セットだという皆さん方のご意見が非常に強かったわけでございます。

このほかで、これをやりますときに、それらを含めて、前3号に掲げるほかに、第1条、つまり、都市住民との交流の促進やまちの農業振興を図るためのそういう設置目的を達成するための必要な業務は、この加工体験も一つでしょうし、この薬草等だけでなく、いろいろな学習があそこの地域できるというふうに思いますので、特定、それらには限ることなく、それらを推進するための第4条で設置目的を達成するため、で、これは、施設は次の業務を行うということで、この中には全然それらの4に値する事業をどこの施設でもしてはいけないということではないので、それらも含めた第4項を設けさせていただいたということでご理解をいただきたいと思ひます。

決してこれらは否定するものでもございませぬし、また、新たないろいろな取り組みが考えられると。そうしたときに、一つ一つ条例をいらうということではなしに、それらを、事業を推進するために、三つの事業はきちっとやとますと。それプラス地域の振興あるいは農業の振興にかかわることは、それらを含めて必要な業務をやっていきますという、そういう意味でのくくりだというふうにご理解をいただきたいと思ひます。

その辺はとらえ方の違いかというふうに思ひますけれども、これは、各すべての課長とも知恵を出しながらの条例を作成していただいたということでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 課長や町長がおっしゃることがわからないわけではございませぬ。

私、意見としましては、あえてこの時期にこのようなものを整理される必要が果たしてあるのかなと。私は、加工体験などというものは、やはりこれから交流人口をふやす中では、やはりこうやってうたってもあり、私も本当に、いわゆる都市部の方が田舎へ来られての農村体験とか、いろいろなこういう体験は非常に大事な部分であろうと思ひますし、また、薬草も、どこから、

いわゆる集約したわけですが、あえて今この時期に集約をされる必要は私はないという個人的な見解でございますので、町の方の方針がわからないわけではございませんが、私個人としましては、あえてこの時期に条例を改正される必要があるのかなという私の気持ちでございますので。

以上でございます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうお考えというのもよくわかるんです。

だけど、実際に、この前項の薬草等の展示及び学習に関することということは、前リフレの里のときには初めはあったかと思えます。だけど、後は、何かリースが飾ってあったり、ほんとにそこでその薬草をみんなで勉強したり、あるいは学習したりということが行われてたか言うと、私はそうではないんじゃないかなと思うんです。

ですから、それらも含めて、今後においては、発展的にいろいろなことが考えられるように、この4項をつくった中で、これらも含めてしていただきたいという、そういう余りに小さな縛りじゃなしに、発展的に、積極的に取り組んでいただけるような条例にさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） こだわるようで、あえて町長からあったので、あえて私もしつこいようではございますが。

今のハーブの件ですが、いわゆる閉鎖になるときまで、実際、職員の女性の3名の方は、ハーブでいろいろなものをつくっておられました。中にも展示してありました。そして、私が行ったときにも、ある女性の職員の方が駆け寄ってこられまして、これでなくなると思うと寂しいと、ハーブ園も大変少なくなったと。しかし、私たち、このハーブはほんとに大事だと言って、一つのハーブで加工した、これ赤松さん、車の中に置いてくださいと、いいにおいしますよといただきました。

だから、決してそのハーブが、町長おっしゃるように途中から消えてはいません。最後の閉鎖の寸前までございましたので、あえて強調しておきます。

以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、与謝野町食と健康の拠点施設条例の一部改正につきまして質問したいというふうに思えます。

ちょっと振り返っていただきまして、このころ、社会的背景、平成10年だったと思えます、条例が制定されたのは、ちょうどそのころ、大分県の一村一品運動が成功いたしまして、旧加悦町におきましても村おこし運動は熱心に取り組んでいたところでございます。

そうしたところに、もう一つは、米の自由化という大きな問題がございまして、その対策も急がれたということもございまして。

また、ふるさと創生におきまして1億円が全国の市長村に配られまして、温泉が非常に発掘されて、温泉ブームというような中でのこの条例の制定だったというふうに思っておるところでござ

ざいます。

そこで、こうした地域の思いと申しますか、旧加悦町におきましてのまちづくりあるいは村おこし運動の一つとして、もう一つありました、失礼しました。加悦谷バイパスができて、丹後の玄関口というようなキャッチフレーズで売り出していたところだというふうに思っております。

そうしたことを考えながら村おこし運動に携わった方、あるいは町当局の思い、そういった思いがこの条例には込められているというふうに私は思っているところでございます。

そこで、そのころかかわられました永島住民環境課長に、その時の思いを、突然でございませぬけれども、もし思い出せるなら語っていただければありがたいと思っておりますけれども。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

質問者が、当時のことを思い出したい言うとりますので、答弁を求めます。

住民環境課長（永島洋視） 突然のご質問でありますが、平成7年当時に、この計画が西原町長のもとで、私が、急遽、ガットウルグアイラウンド補正予算の獲得を目指して計画をつくれということで、2、3日徹夜して仕事をした記憶を今でも鮮明に覚えております。

多くは語りませんが、こういう形であの施設が今閉鎖になっておるといふことにつきましては、非常に私も気にとめておるところでございまして、何らか、地域の活性化のもう一度役立つ施設にさせていただけたら非常にありがたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 思い出していただきましてありがとうございます。

平成7年でございまして、私も村おこし運動に参画した一人として述べさせていただきますと、ほんまに農業の人がどうかかわっていただけるか、あるいはまちの商工業者が、この施設ができたときにどうかかわるかというような思いで議論を展開したというふうに思います。

なにより、コンセプトといたしまして、若い人に来ていただけるまちづくりということで、何がいいだろうかという、まあほんとに単純な発想でございまして、神戸にハーブがはやつとるで、加悦もハーブ植えよかという程度だと思っております、スタートは、その次出てきたのは、健康にこだわってくれということだったので、何をしようか言うたら、薬草を植えて、薬膳料理をやろうというような思いでスタートしたと思っております。

そうしたことから徐々に発展しまして、最終的には、どこでどうなったか知りませんが、フランス料理ということになりましたけれども、そこは、やはり若い人に受けようというのが非常に大きな影響があったというふうに思っております。

そうしたことで、何より重要だったのは、地域の農業者の方にかかわっていただけること、あるいはまちの商工業者が資材提供とかいろいろな思いでかかわれるということが第一だったわけでございます。ところが、残念ながら、若干方向がずれてまして、なかなかうまくいかなかったということが、今回の条例の改正の基本的な考え方になっているというふうに思います。

そこで幅広い業務が展開できますように条例の改正ということでございまして、この幅広い業務につきまして、農林課長にお尋ねしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、この後の、指定管理者を指定する議案にも大きく関連をいたしております。

その中で、今回、指定管理者候補者から事業計画書を提出をしていただいております。そういう中に将来展望をうたった部分もございまして、その中には、農業体験あるいは果実の摘み取り体験、あるいは農村暮らし体験、工芸体験、漬物、そばなどの講習会など書いてございまして、それらを一つ一つここに書き上げていきますと非常に細かい話になってきますので、そういった思いも含めて、今回このような改正案の8条4号を設けさせていただいたということでございまして、これにつきましては、あくまで、第1条の設置目的に沿った形で、今後もいろいろな展開を地域の方々と一緒に協議をしながら進めていきたいという、そういう思いが込められているということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つ重要だったのは、丹後ちりめんを中心にしました織物業務が衰退していきまして、その雇用の受け皿として、国の不況対策もありまして、公共事業をやれやれというような感じで一生懸命やってきて、旧加悦町におきましては、農林土木を担当する課もありまして、それぐらい農業に関する土木工事も多くやってきたというふうに思っております。

それも限界がありまして、次、何をやって、多くの人を雇用していくかというのが非常に大きな問題だったというふうに思っているところでございまして。

ここに、過疎のまちが観光に飛びつく非常に危険だということをわかりながら、皆さん、口には出しませんでしたけれども、頭の中に皆あったと思うんです。しかし、農村観光に飛びついたわけです。そこでこういった条例を制定して、今、農林課長の答弁がありましたように、次、審議されますリフレかやの里が誕生していったというふうに考えるところでございまして。

今回、この条例を改正して、条例もリフレッシュいたしまして、新たな展開ができるような期待をしたいというふうに私は思っております。工芸の里も新しく展開できると、あるいはもう大きく言えば、地域再生の起爆剤になれるようにこの地域がなればよいというふうに思っております。

でありますので、この条例改正につきましても、思い切って改正していただきましてよかったというか、今後の取り組みが大変だなということを思いながら、私の質問としたいというふうに思います。

ありがとうございました。

議 長（井田義之） 答弁はよろしいか。

今のは質問になってないようですけども、答弁。

4 番（杉上忠義） 聞きたいと思っております。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

先ほど、この施設が生まれました当時の状況も詳しくお聞かせをいただきました。

私は、そのときは加悦町の職員ではございませんでしたが、そのようなお話も聞かせていただいた経過はございます。

10年たちまして、この地域も、また、農業を取り巻く状況もほんとに一変したというふうに

思っております。

そういう中で、このリフレかやの里がああいう状態で休止になっているということは、非常に地域にとって寂しいことだというふうに認識をしております。何とかそれを、今後のこの時代に合った形に再構築をして、あの地域の地域の活性化、そして、農業の振興に結びつくように、ぜひ取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、多くの方々のお知恵を拝借して、リフレかやの里が再生できるように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ただいまのは、もう農林課長の決意表明だというふうに思います。

どうか、期待しております。

ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ただいま、杉上議員さんから当時の話がございましたが、私は、これは、細川内閣のときに再三申しておりますように、日本が初めて外国産米を輸入する代表として、国は6兆400億という多額の金で、農家が何とか立ち直ってほしい、そういう思いで予算編成をされました。

そのうちの一部を、この加悦町がもらってきたということで、観光に飛びついたということではなしに、一つは、農産物をやっぱり利活用していく、そのことが一つの道だと私は思っておりますし、したがって、今回の条例改正の中で、私はどうしても外してほしくなかったなと思ってるのは、加工体験のところなんです。加工体験、今度抜けましたね。町長おっしゃったことは私はよくわかるんです。しかし、加工体験はこれからの交流のやっぱり目玉になると私は思ってる。

例えば、伊賀上野へ行きますと、もくもくという、日本でも今有名なそういった施設がございます。ここは、もう加工体験が非常に大きな目玉なわけ。毎日、バスが何十台と入ってくる。そういうことも一朝一夕にしまったんじゃないんです。きょうまで20年、30年かけてそういう規模になったんですが、私は、今、都会の方は、加工をするということ、非常にあこがれを持っていらっしゃる方が多い。こういうふうに現地へ行って見ておまして、ぜひこの加工体験、それはなぜかと言いますと、例えば、カタログに載せるこういう案内に書く場合でも、加工体験とはっきり書くことが、こうしてあれば私はしやすいと思ってるんです。その他が全部できると、そういうことではなしに。

この加工体験だけは私は残してほしかったなと、こういうふうに思っておりまして、今度の中で、メニューやそういったことは、これは大きく変わると私は思っておりますが、先ほど、杉上議員おっしゃった、なぜフランス料理になったんかわからん、それは、町内のそういった料理人の業者の方との話し合いの中で、今既存の業者を圧迫しない、このことが大きな前提としてありましたね。したがって、やむを得ずといいますか、一つの方向としてフランス料理が出てきたんです。たまたま、私どもフランス料理がわからないものですから、いただいっても、こういうことをございまして、ぜひ、今度の中で、私は、加工体験というものが落とされたということが非常に残念だと、そういうふうに思っておりますので、私の意見として申し上げておきますが。

課長としては、いやいや、もう総括してほんまにこれでいいんだというふうに・・・。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

繰り返し申し上げますが、決して、この加工体験を今後の業務から外すということでは全くないわけでございます。

先ほど申し上げましたけれども、改正の第8条4号に集約をさせていただきましたのは、ただいま議員おっしゃいます、加工体験以外にも、あるいは農業体験、あるいは果実の摘み取り体験、あるいは農村暮らしの体験、工芸体験、こういったものも幅広く、当然、事業計画の中には盛り込んであるわけですので、それも含めて一緒にやっっていこうというふうに思っております。

それを一つ一つここに書き上げますと、非常に細かい話になりますので、確かに消えてしまう残念なお気持ちはわからないわけですが、条例ですので、そこを細かく書く必要はないのではないかと。精神さえ踏襲できればいいのではないかとというふうに思っておりますので、思いは同じでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、議案第107号について質問させていただきます。

今いろいろとお話が出ておりましたけれども、設置目的については全く変更はないというふうな条例でございまして、業務の中で少し言い回しを変えられたり、今出ておりましたように、加工体験ということがなくなったということなんですけれども、ここの設置目的の中に、農林産物等を活用して、中長期に滞在しながら健康を回復する施設と、こうあるわけですが、このリフレができた当初は、あの工芸村とのかかわりとか、道の駅ももうできておったのかなというふうに思いますし、あの一体が、さあこれからだと、にぎわいの地にしていこうというふうな思いで、あそこに中長期滞在していただいて、工芸の里でいろいろな体験をしていただいたり、物づくりに触れていただいたりしながら健康を回復していただくと、こういう一つのイメージ的なものというのもあったのではないかなというふうに思うんですけれども、課長がさっきおっしゃいましたように、非常に農業を含めて、あの一体の周辺の環境というのも大きく変わってまいりました。

今、文面にある、中長期に滞在してというこのくだりが、どうしても私はイメージ的に浮かんでこないんですけれども、課長はどのようなイメージといいますか、どういうコンセプトといいますか、そういう思いでおられますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

確かにこの条例につきましては、中長期に滞在しながら健康を回復する施設として、都市住民との交流の促進や町の農業振興を図るためこの施設を設置するというふうにございます。

この施設につきましては、現在、宿泊施設も併設しております。それを活用して、そこに滞在していただきながら、いろいろな体験、そして、おいしいものを食べていただく、そのことによって、おふろにも入っていただき、健康を回復していただくという、そういう趣旨でここには描かれているのではないかとというふうに思っております。

この1条につきましては、今回、何ら改正をいたしておりません。むしろ、今後、この中長期に滞在しながらという部分については、今の時代に考え置きかえてみますと、例えば、農村暮らしの体験、これを農作業に出ながらおふろに入り、地元のを食べ、そして、そこで休んでいただくことを何日間かのコースでやっていただくとか、そういうことも当然視野に入ってくるかというふうに思っておりますし、それから、この事業計画のあくまで将来展望ではあるにしても、どこかにコテージを設置して、そこに滞在をしていただきながら、いろいろな体験をしていただく。そういったことが、この第1条の中長期に滞在しながら健康を回復する施設、これらに合ってくるのではないかなというふうに思っております。私のイメージしておりますのは、そういった意味も当然ございますので、この1条については改正する必要はないなというふうに考えているものでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、課長から、農業体験的なことも含めて、あそこに滞在していただきながら農業の体験をしていただくのも一つだと、こういうお話があったんですけども、私は、むしろ、そういう形も一つです。しかし、よりこの地域を知っていただき、農業に触れていただこうと思えますと、例えば、農家民宿でありますとか、そういった、今の農村の家に住んでいただく、あるいは農村風のいわゆる旅館といいますか、そういうところに滞在しながら農業体験、そういうものをしていただくのが、非常に与謝野町の農業、あるいはこの地域の慣習・風習を知っていただくためにも、その方がよい効果が上がるのではないかなというふうにも思っています。農業体験だけをとれば、

そのほかにもいろいろと、あそこに泊まっていただきながら、中長期に滞在して、いろいろなことにかかわっていただくということが、ほかにも課長のイメージの中にあるなら教えていただきたいというふうに思うんですけども、今、課長の答弁を聞いていまして、私は、農業体験だったら、もっと別の方法の方がいいのではないかなというふうなことを思いましたので、もう一度お願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

議員おっしゃいます、ほんとに地元の方のお宅に滞在をしていただいて、この地域のいろいろな、農業を初めとする体験、あるいは暮らしを知ることについても大変重要な施策になるだろうと思っております。

ただ、それをすべてこのリフレかやの里で集約するというのではなくて、ただ、それでまた違ったところでも計画をしていけることであろうかというふうに思っております。

このリフレかやの里の設置条例でございますので、そこまで幅広に書くことにはならないだろうと思っております。

都会から来られる方がこの地元の農家に直接お過ごしになって、いろいろな体験をされる、そういうことを望まれる方もありましょし、また、こういったリフレかやの里のような施設に滞在しながらそういったことをやっていきたいというふうにお考えの方も中にはあるのではないかなというふうに思っておりますので、どちらも否定するものではございません。

お考えについてはそのとおりだというふうに思っておりますが、リフレかやの里の活用につい



てこの条例でうたいますなら、こういうことになるのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 課長のおっしゃることは当然よくわかるんですけども、私自身がもう少しイメージがわからなかったという部分でお尋ねしたということございまして。

確かに、あそこに宿泊しながらいろいろな農業体験、農業方針もあるわけですし、そういう体験というのは十分にできたり、あるいはグラウンドがあったり、テニスコートがあったり、グラウンドゴルフ場があったり、そういうスポーツをやりながら滞在をしていただくという機会も十分あるわけですし、そういう意味を包含すれば、何となくイメージが浮かぶんかなというふうな思いでおります。

もう1点お尋ねします。

食と健康の拠点施設、このイメージというのが、薬草、薬膳というふうなイメージが私はどうしても強いんですけども、実は、このリフレかやの里ができる前に、私、ちょうど議員にならせていただいた時ぐらいだったと思うんですけども、群馬県のちょっと忘れちゃったけれども、そこに、薬草、薬膳料理して、健康回復する施設があるから、実は、見にいこうということで、あ、思い出しました、伊藤議員も一緒に行きました。伊藤議員も一緒に行って、その施設を見学して、そこで、昼御飯をいただいたんだらうなと思うんですけども、薬膳、薬草ですから、非常に薬のにおいがぷんぷんしまして、これではお客さんは満足しないだらうなというふうな思いを抱きまして、そんなことを議会でも申し上げた思いがあるわけですけども。

この食と健康の拠点施設、このイメージが、もうひとつ私はぴんとこないんですけども、あえて言いますならば、あの宿泊滞在型、研修・実習機能でありますとか、それから、天然や人工温泉を使った健康回復でありますとか、それから、地域食材の活用でありますとか、そういったイメージといいますか、思いが、この食と健康の拠点施設という意味合いの中に含まれているんかなというふうな思いでおるんですけども、課長はどのように認識されておりますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

この設置条例ができました当時から比べますと、先ほどもございましたけれども、10年一昔という言葉がありますが、随分状況も変わってきたと思います。

当時、薬草、薬膳、こういったイメージで、この食と健康の拠点ということであつたかというふうに思います。

それはそれで、今後も踏襲させていただくとともに、やはり今の時代に置きかえてみますと、食と健康、これにかかわる考え方としては、地元の野菜を地元で、野菜だけではないですけども、地元のもの地元で食すると。そして、またそれが非常に新鮮で、そして、農薬等を使わない無農薬であつたりとかいうようなところで、そういう消費者の志向といいますか、高まっている状況にあるかというふうに思います。

そういった部分も、この食と健康の拠点という部分に合致してきているのではないかなというふうに思っております、現在、私はそういう目でもこのお言葉を見ております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） リフレの件につきましては、地域懇談会が行われまして、その席でも農林課長の

方から参加者の皆さんにご報告されたという経緯もありますけれども、その中でも、特に、農業振興、地域振興だというふうなことを強調されておりましたのを非常に今思い出しておるんですけども、地域振興、農業振興、具体的にどういうことですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

そのことにつきましては、この条例改正の議案だけではなくて、次の、指定管理者を指定する議案の中に事業計画があるわけですので、それと主に深くかかわってくるのではないかなというふうに思っております。

今後、リフレを再生していくに当たりまして、私の頭にありますのは、地域の方々と一緒にあの施設を運営していくという、地域一体型の運営をぜひしていただきたいという思いがございます。

そのことによって、やはり地域があ施設を愛され、そして、みずからが使われ、例えば、野菜も出し、そうしながら運営をしていくことが活力になるというふうに思っておりますので、そういったところが地域の活性化というふうに思っておりますし、農林産物をそこに出していただいて、活用していただくことが一つの農業振興になってくるだろうというふうに思っております。

そういう意味で、農村レストランに今回は変更させていただき、また、農産加工施設、これも新たに事業計画の中に盛り込ませていただいているということでございますので、そういう理解をぜひお世話になりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今回は条例改正ということなんで、あと、指定管理の関係だとか、それから、施設の改修予算等がありますので、そこで中身については詳しくまたお伺いしたいと思います。

終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、議案107号につきまして若干質疑をさせていただきたいと思っております。

今、赤松議員なり勢旗議員、今田議員の方からる質問がありました。私も、若干たぶることあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

私も割合に条例にこだわる方なんですけど、今回の条例の改正を見させていただきますと、赤松議員が言われておりましたけれども、特に、私は、農産物等の販売に関する事、これが削除、削除されたというよりも、表からは消えたということです。それから、加工体験、これが文章から消えておるということで、私は、なぜこれを外されたのかなと。それは、改正点の第4項で、すべてのことはこれに網羅されておるので、それをやらないということはないというふうにはなると思っておりますけれども、やはり表に出ると出ないとは大きな違いがあると、私はそのように思っております。

どうしても、次の108号ですか、これの指定に関する議案との絡みがあるわけなんで、どうしてもこの辺についてはやっぱり真剣に論議しておく必要があるかなというふうに私は思っております。

まず、農産物の販売に関する事については、私は、ぜひこれは入れるべきではなかったかな

と。なぜここを外したのかなというふうに思います。

今、今田議員の質問でも、農林課長が答えておられましたけれども、地元の農業の方々と交流を深めながら、農産物を出していただくというふうなことも言われておりました。さらに、この計画書を見ても、販売につきましても、地元産の商品を販売しますとなつとるわけです。やっぱりこの計画書にもきっちりこう書いてあるわけです。それをなぜ表に出せないのか、再度質問しておきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

それにつきましては、あくまで私どもと糸井議員さんと思いの違うところがあるわけでは決してございません。表に出した方がわかりやすいということもよくわかります。

しかし、先ほどから何遍も申し上げておりますけれども、一つ一つすべてを書くということは、なかなか煩雑になりますので、そういう意味で改正4号を設けさせていただいたということをごさいますて、何ら趣旨とたがえるような改正を考えているわけではないということをご理解をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 条例に網羅することは煩雑であるという答弁ですけれども、私は、むしろ条例に具体的に書いた方がわかりやすいし、そして、これはむしろ詳しく書くべきだというふうに思います。結果はそうかもしれませんけれども、私はそういうふうに思います。

また、体験加工にしても、この施設の考え方の中の将来展望の中で、やっぱり農村暮らしの体験やら工芸体験などを、長期滞在の集約ができるように云々という強弁もしておるわけです。だから、この辺の体験という言葉も、なぜ私はここから外されたのかなと。私、ちょっと非常に理解に苦しむところです。

やはりその他の項ですべて網羅できるというものの、やはり条例というものは、これはもう憲法ですので、やっぱりできるだけ詳しく示しておくのが私は筋じゃないかと、このように思っております。

この辺については何ぼ言うても同じ答えしか返ってこないもので、私はこのぐらいにとどめておきますけれども、私はそのように思っております。

それから、そういうことを考えておりますと、これは、私は、次の議題の中で申し上げたいなというふうに思っておりますけれども、今回の改正点の主眼が何に置かれておるかという、加工品の製造に置かれておるといふふうに私は言わざるを得ないというふうに思うんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょう。

間違っておったら指摘をしていただきたい。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 前段の部分で、どこまでいっても平行線だということをごさいますけれども、今ある施設をどう管理していくか、どう運営していくかの中で、この三つ、レストラン、そして加工品の施設、そして宿泊・入浴施設、これらの三つの業務は、必須といいますか、必ずすべき中身でございます。

それにあわせて、3号では、それらのことを推進していくためのいろいろな方法は今後いろいろ

ろと考えられるというふうに思いますし、農産物等の販売、これもされるかと思いますが、お隣にあります道の駅でも農産物の販売をされておられます。それらも含めると、あの一帯では、地域の農産物の販売もできる。特にやろうとしておられるのは、そうした野菜を使って、加工して、レストランで食べ物として出す。あるいは野菜を加工して、ジャムにしたり、ドレッシングにしたりということで、それらも出していくという、おっしゃるように、ある部分、加工というところが非常に大きな面のところになっているかというふうに思います。

ですから、今後につきましては、この三つの業務については必須としてやっていくという、そういう考え方で、それらが表に出ていますけれども、先ほど来申し上げておりますように、薬草等というところ辺でも、ハーブでなくても、シソでもヨモギでも、これも薬草ですし、農産物ですし、それらも含めてのお話だというふうにご理解をいただけたらというふうに思います。

その辺のところでは、大分違うかと思いますが、そういうことでこういう条例にさせていただきます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、これまでからも申し上げておったんですけども、このリフレの里の3施設といいますのは、レストラン、浴室と宿泊と、これが3点セットだろうというふうに従来から申し上げておったわけですけども、今回新たに製造と入ってきたんです。この辺で大きな違いが出てきたということは私は事実だというふうに思います。

これを何回、幾ら言うても、見解の相違で答えは同じだろうというふうに思いますけれども、これで私は終わりますけれども、非常にこの条例の改正については残念に思うということだけ申し上げて、終わります。

議 長（井田義之） ちょっとここでお尋ねいたします。

あと質疑のしたい方、ちょっと手を挙げてみてください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第107号 与謝野町食と健康の拠点施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、9月21日、午前9時30分から会議しますので、ご参集ください。  
お疲れさまでした。

（延会 午後4時12分）